

会 議	予 算 特 別 委 員 会 会 議 録									
日 時	令和6年3月13日（水曜日） 開会 午前 9時00分 閉会 午後 5時16分									
場 所	幸田町議会議事堂									
出 席 委 員	1番 藤 本 和 美 君 3番 野 坂 純 子 君 5番 長 谷 川 進 君 7番 田 境 毅 君 9番 都 築 幸 夫 君 11番 廣 野 房 男 君 13番 篠 野 康 男 君 15番 (委員長) 鈴木久夫 君 2番 吉 本 智 明 君 4番 松 本 忠 明 君 6番 岩 本 知 帆 君 8番 石 原 昇 君 10番 黒 木 一 君 12番 稲 吉 照 夫 君 14番 丸 山 千 代 子 君 (15名)									
欠 席 委 員	なし									
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 教 育 長 池 田 和 博 総 務 部 長 林 保 克 住民こども部長 三 浦 正 義 参事（健康保健担当） 金 澤 一 徳 建 設 部 長 内 田 守 教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 住 民 課 長 野 澤 一 芳 保険医療課長 築 田 聖 太 郎 健康福祉部次長兼健康課長 相 川 美 代 子 SDGs・ゼロカーボン推進担当課長 本 田 和 弘 商工担当課長 稲 吉 仁 都市計画課長 大 熊 隆 一 上下水道部次長 齋 藤 啓 一 下 水 道 課 長 鳥 居 正 和 DX推進担当課長 内 海 敏 明 財 政 課 長 岩 瀬 仁 史 合併70周年担当課長 本 田 京 子 税 務 課 長 小 林 祐 史 会計管理者兼出納室長 西 田 正 之 予防防災課長 吉 田 孝 正 学校指導担当課長 小 嶋 智 香 教育部次長兼文化スポーツ課長 夏 目 守 雄 副 町 長 大 竹 広 行 企 画 部 長 成 瀬 千 恵 参事（税務担当） 稲 熊 公 孝 健康福祉部長 山 本 晴 彦 環境経済部長 鳥 居 栄 一 上下水道部長 石 川 正 樹 消 防 長 小 山 哲 夫 こども課長 鈴 木 雅 也 福 祉 課 長 横 田 隆 之 環 境 課 長 近 藤 伸 繁 産業振興課長 小 林 英 男 建設部次長兼土木課長 谷 川 啓 区画整理課長 杉 田 敦 俊 水 道 課 長 安 藤 秀 行 企画政策課長 柴 田 淳 一 企画部次長兼企業立地課長 鴨 下 直 史 総務部次長兼人事秘書課長 山 川 真 知 子 総 務 課 長 長 谷 優 一 郎 防災安全課長 小 川 真 護 消防次長兼庶務課長 山 本 秀 幸 消防次長兼消防署長 玉 衛 浩 二 学校教育課長 山 崎 二 朗 監査委員事務局長 早 川 学 (46名)									
議会事務局職員	事 務 局 長 大 須 賀 龍 二									

会 議 に 付 し た 案 件	議案第22号 令和 6 年度幸田町一般会計予算について 議案第23号 令和 6 年度幸田町土地取得特別会計予算について 議案第24号 令和 6 年度幸田町国民健康保険特別会計予算について 議案第25号 令和 6 年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算について 議案第26号 令和 6 年度幸田町介護保険特別会計予算について 議案第27号 令和 6 年度幸田町水道事業会計予算について 議案第28号 令和 6 年度幸田町下水道事業会計予算について
--	---

委員長 皆さんおはようございます。早朝より、御審議御苦労さまです。

ただいまの出席委員は15人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

ただいまから本委員会に付託された案件の審議を行います。説明のため出席を求めた者は前日と同様、理事者46人であります。

第22号議案から第28号議案までの7件を一括議題といたします。

本会議で説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

本日は、福祉産業建設委員会の所管に係る質疑のみを3部制の入替え方式で行います。

最初に、住民こども部及び健康福祉部所管の第22号議案の質疑を行います。終了後に入替えを行い、環境経済部及び建設部所管の第22号議案の質疑を行います。終了後に再度入替えを行い、第24号議案から第28号議案までの質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、第22号議案、令和6年度幸田町一般会計予算の住民こども部及び健康福祉部の所管における歳入歳出についての質疑を許します。

9番、都築君。

9番都築幸夫君 皆さんおはようございます。では、最初に私が質問させていただきます。

二つ、2点質問させていただきます。当初予算概要の16ページ、社会福祉総務一般事業の新事業でございます。高齢者活力推進事業345万について、質問をさせていただきます。これは、新規事業のようですが、どのような事業なのか、内容について教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者活力推進事業についてでございます。この事業につきましては、合併70周年記念事業として実施するものでございます。幸田町も70歳になるということで、同世代であります高齢者の皆様が、これからも元気で活力ある生活を送っていただくために企画するものであります。2本立てとなっております。一つは、老人クラブの会員を対象としたものになります。会員が減少傾向にあります老人クラブですけれども、会員であることのメリット感というものを打ち出しまして、精力的に活動したり、外出をする機会づくり、そういったものをねらうものでございます。事業概要につきましては、老人クラブの会員約1,800人いるわけですが、町民会館で行われます行事に対しまして、クラブ員にそれぞれの嗜好に合った行事に参加しやすくするために、助成券を500円掛ける2枚1,000円分というような形で交付させていただくものでございます。町民会館のイベントのチケット購入時に助成させていただくもので、こちらにつきましては、180万円の予算を計上しているという状況でございます。

もう一つですけれども、高齢者全般を対象としたイベントでございます。こちらは高齢者の皆様に幸田町で元気に健康で笑って楽しく過ごしていただくという機会づくりとして企画するものでございます。笑うということの一つのテーマといたしまして、仮タイトルでございますけれども、「高齢者バンザイ、楽しく笑っていきましょい」というようなテーマで、落語、演芸、歌謡の演者の舞台を予定しております。こちらにつきましては、委託料として165万円を計上しているところでございます。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 ありがとうございます。よく分かりました。2本立てということであります。一つ目の老人クラブの会員を対象にした事業の助成券が配布されるということでございますが、どのように配布されるのか、それが一つと。また、町民会館で行われる事業で、これは全て対象になるのでしょうか。その辺についてお伺いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちらについては、令和6年4月1日現在で、各老人クラブに加入されている方を対象にさせていただきますして、地区の代表者の方に会員数分を渡しまして、お届けいただく予定をしております。対象となる事業につきましては、高齢者の方が好まれるイベントにつきまして、文化振興協会と調整の上、情報誌のハピルだとか、イベントのチラシに表記のほうをさせていただきます予定をしております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 チケットですけれども、これは老人クラブの会員本人しか使用できないのでしょうか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

委員長 福祉課長

福祉課長 お配りさせていただくのは、老人クラブの会員の皆様という形になりますけれども、受け取られて、窓口でチケットをお出しいただければ、御家族だとか、老人、各クラブの会員になられていないお友達ということも利用いただくことは可能とさせていただきますと思っております。老人クラブの会員から御紹介いただいて、それと一緒に楽しんでいただくということで、会員である方の周辺の方のメリット感というものを感じていただければというふうに思っております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 ぜひ多くの老人クラブの会員の皆さんに御利用いただけるように周知をお願いしたいと思います。

それから、2本立てのもう一つの事業として、高齢者全般を対象にしたイベントというお話がございましたけれども、これの具体的な計画等がございましたら教えていただきたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず前段の老人クラブの方につきましては、積極的にまた簡単に利用できるように努めてまいりたいと思います。またイベントのほうですけれども、具体的な計画といたしましては、タイトルは先ほども申し上げましたが、「高齢者バンザイ、楽しく笑っていきましょい」ということで予定をしております。また日時、場所につきましては、令和6年8月20日の火曜日、午後2時ということで予定をしております。町民会館つきばきホールでチケットは、2,000円という形で予定をしております。老人クラブの会員の方につきましては、これも助成券が利用できる事業ということで、ぜひ足を運んでいただきたいと思っております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 高齢者の方が楽しく笑っていただける事業としていただきまして、これからは幸田町で元気に過ごしていただけることにつなげていただきたいと思います。よ

ろしくお願いします。

それから次に、同じく16ページにございます、概要の16ページにございます農福連携推進事業委託業務200万円について、質問させていただきます。まず内容について、お聞かせ願いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 農福連携推進事業委託業務につきましては、二つの委託業務を予定しております。

一つは障害者地域活動支援センター周りで、周辺農地での農福の農業の整備、農地の整備や生産計画等の基本構想に関する委託業務について、概算で100万円と、もう一つは、実際に障害者の人に働いていただくための福祉サービス事業所、これは具体的に言いますと、就労継続支援B型事業所になりますけども、そちらの委託業務ということで概算100万円、合計200万円を計上しております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。これは令和5年度に、農福連携コーディネート事業というのがあったかと思えますけども、農福連携に関する事業が進展するものでしょうか、お伺いしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 委員のおっしゃるとおり、今年度につきましては、農福連携コーディネート事業として進めてまいりました。引き続き農福連携について推進してまいりまして、それを具体化していきたいというところであります。今年度の農福連携の事業につきましては、福祉サイドが主体となって進める農福連携ということで、それをいろいろと検討するに当たりまして、生産したものをどういうふうに売っていこうか、というところが大きな課題でございました。その解消といたしまして、福祉サービス事業所が生産したものを公共施設、町等に販売することにあわせて、管理についてもお願いしていこうとするものでございます。具体的につきましては、令和6年度に財政課で計画されております庁舎の外構整備事業にて整備されます庁舎前の花壇につきまして、花壇の花の生産、花壇の管理、季節に合わせた植栽計画など一括して、障害者地域活動支援センターの指定管理者であります愛恵協会のほうに委託して、その中のつどい作業所を利用されている障害のある方に、今施設外での就労に携わっていただくということで計画しております。なお、基本構想のほうですけれども、季節に合わせた植栽計画に沿った生産計画とともに、障害者の地域活動支援センター周辺農地での整備イメージ、ハウスだとか、休憩所、あと水場の配置などについて、練っていききたいというふうに考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 丁寧ありがとうございます。よく分かりました。昨日質問でもありました庁舎外構整備事業での整備される花壇というのがありましたけども、花壇等の整備というのがありましたけども、こういったものを活用して、農福連携を推進するということで、公共施設を販路の一つとしていることがよく分かりました。今後の展開についてお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず、役場庁舎前の花壇管理というところから、水やり、草取り、季節ごとの植え替えなどをスモールスタートをしていきたいというふうに考えております。将来的には、基本構想を基にしました農地整備を行うことで、花等だけではなくて、野菜などを生産できればというふうには考えております。障害者が関わる農業ということで、基本的には無農薬栽培になると思いますので、そういった安全安心な食材として売り出していくことで、新たな販売先がつながる、見つかっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。農福連携の事業によりまして、地域活動支援センターを利用される障害のある方や生活困窮者の方もお見えになります。就労の場、そういった方の就労の場になることで、農業分野での就労や生産活動を通じた働く場の確保、また工賃の向上に加えまして、体力や社会性の向上、地域との交流、そういったものにつなげて生活の質の向上になるつながることを期待しております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 どうもありがとうございました。障害のある方が体を動かして、そして働く場を確保することによって、社会の一員になって活躍できることを期待しております。これで質問を終わります。

委員長 ほかにございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 まず資料の提出をお願いをいたします。マイナンバーの交付枚数について、お答えいただきたいと思います。それから、岡崎市こども発達センターの利用者数であります。もう一つは、新エネルギーシステム設置補助金のメニューと、補助額であります。この3点について資料提出を求めるものであります。

それでは質問に移らさせていただきます。予算書の82、83ページであります。長嶺北部地区福祉医療ゾーン整備事業についてであります。新予算では144万4,000円ということでもありますけれども、これは今年度土地を取得をされてきた経過があって、事業費が大きく膨らんできたわけでもありますけれども、令和6年度におきましては、計画では農振除外、それから新設町道工事開発許可申請となっているわけですが、令和6年度予算におきましては、これが見送られたということで、この金額になってきたのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 長嶺北部地区の開発構想に関する部分でございます。事業計画、実施計画等におきましては、委員おっしゃられますとおり、道路整備と農振除外、また開発許可申請のほうを進めていく予定でございました。今年度、令和6年3月議会におきましても、補正予算ということで、今年度進めております実施設計の業務、こちらのほうを各関係機関、県等の協議において、一部見直しが必要になってきたということで、繰越のほうをさせていただいたところでございます。引き続き、令和6年度につきましては、開発に関する実施設計のほうを進めさせていただきまして、令和6年度におきましては、工事今現在計画しておったところが少し遅れるというような形になります。144万4,000円という金額になりますけれども、こちらにつきましては、今回購入しました土地の農地転用に関する転用決済金のような形で挙げさせていただいております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 実施設計の見直し、あるいは、これからの事業展開が遅れてくるということからすると、実際の開設に向けて、これは大幅に遅れてくるという、そういうことになるのかどうかということですが、医療ゾーン構想におきましては、これが不調に終わっているということで、今まで急いで進めてきた第9期に間に合うように、医療施設を設置をしていくという、これが遅れてくるという、そういうことなんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 スケジュール感について、遅れるかというところでございますが、元々令和10年の4月というところが一番最短で目標としていたところでございます。これが、ちょうど第10期の高齢者の計画になりますので、その期間内というところを一つ目指しておりました。今回、令和6年度の予算に具体的な工事に上げられなかったわけですが、令和10年度中、もしくは10期の計画期間中にの整備を目指して、今計画を立て直しているというところでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 繰越明許で、いろいろと来年令和6年度のほうに回された、そういうことで実施設計が遅れてきたということでもありますけれども。しかしながら、計画でいけば、新設町道工事ということで着手はできるわけでもありますよね。実施設計の中に盛り込んで、そしてゴーとなったら着手はできるということからすると、今回の予算の中においては、合併70周年記念事業を取組、そのために大幅な歳出削減というのが出された。その結果も受けたことというふうに理解をしてよろしいかどうか。その辺について確認の意味でお願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、事業実施設計のほうが遅れてしまっている部分もございました。また、老健の事業者公募をさせていただいたところですが、応募者なしでもう一度募集させていただくような結果となっております。そういったところも含めまして、今回のほうは予算計上を見送っておるということで、御理解いただければと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。次に、軽度中等度の難聴児補聴器助成について、伺いたと思います。これは、幸田町ではいち早く子どもたちの補聴器助成に取り組んできた、助成をしてきたということでもありますけれども、現在何人が必要としているか、数をお答えください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 難聴児の軽中度の難聴児補聴器の購入費の助成ということで要綱にさせていただいて、助成のほうをさせていただいているところでございます。現在において、利用されている方は4人という形になっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 要項で決められているわけでもありますけれども、補聴器につきましては、

これは消耗品ということで、年齢に応じて買換えが必要ということになってくるわけですが、そうした点での充実と言いますか、その辺のところにおいては、きちんと対応がなされているかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 利用される方に関しまして、一応要綱の中で当該助成の決定の日から起算して5年を経過していないものについては対象にならないということがございますので、一つ5年というところがポイントになってくるのかなと思います。当然買換え、また修理等、そういったものにも対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 次に、84、85ページの中で、高齢者見守りサービスについて説明をいただきたい。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者見守りサービスについてでございます。こちらにつきましては、今まで緊急の通報装置ということでやらせていただきましたけども、そちらのほうにつきましては、あくまで利用者の方が連絡をする、ボタンを押すというようなものでございました。実際緊急時においては、そういった行為ができないという可能性もあります。そういった中で、冷蔵庫の開閉状況というもので生活の中で何か不都合がないかとか、家の中で倒れていたりしていないかというようなことで、そういったものを確認させていただくような形でやっている高齢者の見守りのサービスということでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 見守りサービスにつきましては、いろんな手法があって行われているわけですが、実際冷蔵庫の開閉ということで、これは一人暮らし、あるいは高齢者世帯とこういう方たちでありますけれども、対象者どれぐらいを予定をしているかということと、それからどれぐらいを予定をしているかということとありますけれども、お聞きいたします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちらについては、今年度から5年度からスタートさせていただいております。実際に、緊急通報の装置を利用されているのは40人お見えになります。その中で、これを希望されている方が合わせてという形になりますが、12人利用されております。その継続の費用ということと、新規で申込みもあれば、またそういった方もやらせていただきますが、主には現在の利用の方の継続利用という形になっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。また、こうした冷蔵庫を利用されないと言いますか、一人暮らしの中で、給食サービス、宅配給食を取られたりとか、いろんな方も見えるかというふうに思いますので、メニューを多くして、その人が利用しやすい見守りサービスも開発していただきたいというふうに思います。

次に、認知症の高齢者等位置情報対策サービス導入助成について、お聞きします。福祉産業建設委員会の中でも説明がありましたけれども、再度お願いしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者の見守りということで、これもあわせて認知症の方等を初めとする位置情報のサービスというような形になっております。こちらのほうにつきましても、今現在少し大きめのGPSの機械を貸出しのほうをさせていただいて、一つの限った位置サービスというような形で、徘徊老人の方のサービスということでやらさせていただいております。それに加えて、様々なメニューが今あるということもありますので、そういった選択肢を増やしたという形での今回サービスになります。靴にGPSを入れたりだとか、それぞれいろいろなやり方があるかと思いますが、そういったもののいろいろと選択を増やして、その中で御利用いただくというような形で、初期導入の1万円というところを助成させていただく内容となっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 認知症の方についての位置情報が、例えば徘徊をした場合に、大いに機能を発揮するわけでありますけれども、なかなか設置が難しいという状況の中で、やはり気づかれないように、こうした指導も行いながら対応していただきたいというふうに思うわけであります。

次に、高齢者の福祉タクシー、あるいは障害者のタクシー助成、これが改善をされたわけでありますけれども、今回予算書を見ておりますと、見当たらないと言いますか、私ちょっと見つけられなかったわけですが、その中でデジタル化タクシー料金助成事業支援業務委託料、この中で網羅されているのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者と障害者それぞれのタクシー助成につきましては、制度のほうは変えていくような形になりますけれども、予算規模としては現状のままという形でやらさせていただこうというふうに思っております。予算書でいきますと、地域支援事業のほうをちょっと今確認させていただきますが、大きく事業のほう制度は変わりますが、予算規模は変わらないということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、デジタルのほうにつきましては、また別途今年度続けてきましたことのブラッシュアップということで続けてまいりたいというふうに思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 こうしたタクシー助成につきましては、今まで障害者のほうで計上され、そしてまた高齢者のほうで計上されるというような取組方であったわけですが、それが予算書の中ではちょっと見当たらなかったわけですが、それはどのようなことでしょうか。ほかの事業の中に一括で計上されているということで理解していいのでしょうか。

それと、地域支援事業の中のデジタル化タクシー料金助成事業、支援業務1,000万円あるわけですが、今年度秋から今年の1月ぐらまでかけて施行をされているわけであります。その取組なのか、この三つについてお答えいただきたいというふうに思いますが、予算書の計上と、それからデジタル化タクシーについてお答えください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 これまでそれぞれの分野に分けていただいております助成事業につきましては、地域支援事業というところで助成のほうを一元化させていただいておりますというところでございます。それから、高齢者のタクシーのデジタル化の1,000万円というところにつきましては、今年度は民間企業とコンソーシアムを組みまして実施のほうをさせていただきました。愛知県のスマートモデルシティ事業というような形で取り組んできたわけですが、こちらにつきましては、県からコンソーシアムのを代表する企業のほうに直接委託料が払われたということで、町の支出、また予算のほうを通過していないというような状況であります。令和6年度につきましては、愛知県の市町村元気な市町村づくり事業の補助金というものを一つねらっていきまして、2分の1というところをねらっておりますけれども、それに引き続き、デジタル化タクシー、今回の検証の中で見つかってまいりました課題等を、そういったものを整理させていただくということで、改めて実装に向けての実証実験もう1年やらさせていただくというようなことでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ですから、実証実験と、それから障害者、高齢者の外出支援のタクシー助成、これが一本化というふうに言われたわけですが、この計上はどちらにあるのかお尋ねします。これは、デジタル化タクシー料金の助成事業の中の1,000万円の中に網羅されているのかどうか、その確認でございますので、すみません、ちょっと理解が悪くて、よろしくお願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ちょっと申し訳ございませんでした。中には高齢者と障害者の助成は、この中には入ってございません。別に予算立てしてございますので、一緒にはなっていませんということでよろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 そうしますと、どことどこに入っているわけですか。やはり予算書の中に見える化でやっていただきたいというふうに思うわけであります。見つけられないのは、どちらの責任か分かりませんけれども、やはりこの予算を見る上におきまして、事業が記載をされていないということであるならば、分からないわけありますので、その辺について、例えば障害者のところだと、今までは障害者の中の事業の中に組み込まれていて、タクシー助成ということできちんと対応されていたわけです。高齢者については、外出支援ということで、そこに記載をされていたということですので、どことどこにあるのか、金額が入っているのか、再度お尋ねします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 申し訳ございません。今までは高齢者の分も障害者の部分につきましても、介護予防の生活支援事業というところで見させていただいております。そちらのほう地域支援事業のほうへ移行しているというところでございます。地域支援事業のほうにつきましては、現在ちょっと資料がないわけですが、福祉タクシーの利用の助成に関しましては、今年度につきましても、金額申し上げさせていただきますが、1,085万8,000円で、高齢者の福祉タクシーの助成に関しましては549万6,000円という形

で予算的には計上させていただいております。見える化というところで、今回表記されていないところにつきましては、大変申し訳ございませんでした。今後気をつけてまいりたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。これからは、こうした地域支援事業の中の事業の一環の中に入っているということで理解をいたします。

それで次に、同じく84、85ページの中の高齢者一体的事業について説明をいただきたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 高齢者一体的事業についてでございます。こちらにつきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業ということで、ちょっと短縮して高齢者の一体的事業というような形で表記のほうをさせていただいております。高齢者のこれまでの健康状態と保健事業、介護予防というところが密接に関連しきれていなかったというところもございますので、今回は保健、また医療、介護を連携させて、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指すというような形で推進のほうをさせていただく内容となっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 具体的にはどのような事業を推進する計画なのでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず高齢者の方でも健康診断等の受診をされて、住民検診されていない方、また健康状態が把握できない方が多めになります。そういった方、また介護サービス等を利用されていない方もおるわけなんですけども、そういった方々の健康リスク、そういったところを注視していこうという内容となっております。まず健康状態未把握な方に関しまして、そこをまず見つけていこうという内容であります。そういった方々につきましては、質問票というもので健康状態のほうを把握させていただく。それでも返事がないような方もございますので、そういった方に関しましては、地域包括支援センターと連携しまして、戸別訪問をさせていただきながら、健康状態を把握させていただくと。その後、健診の受診だとか、通いの場、集まる場所に足を運んでいただいたりだとか、そういったところにつなげていこうというふうに考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 これにおきましては、フレイル予防と言いますか、そうした形の中で、人数を把握をしながら、そして促していくという取組を進めていくということなのでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 そういうまず健康状態把握ということで、なかなか外に出られないような方、健康状態未把握ということがございますので、まず社会的にも身体的にも心理的にもフレイルの可能性があるということで、そういったところを見つけていこうというふうに考えております。

また、健康診断の受診というところも一つ受診率を上げていこうというところが、今

回初期目標になっておりますので、そういったところに足を運んでいただく、健康状態を把握するということも目指してまいりたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 それでは、高齢者一体的事業を取組に当たっての、対象者の人数をお答えください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今現在令和5年4月でございますけども、75歳以上の後期高齢者を対象とさせていただきます。令和5年4月現在4,630人の方が一応対象になるということで、それぞれの方に健康状態の把握をさせていただきながら、それぞれのアプローチをさせていただくというような内容になります。

委員長 ほかにございませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 私はまず別冊の予算概要の中の住民こども部の実業団ソフトボール教室、これについてちょっと確認させてもらいたいと思うんですけども、これはこども課ですので、子ども会が対象かと思うんですけど、その辺の中身をちょっと確認させてください。

委員長 こども課長。

こども課長 実業団ソフトボール教室についてであります。こちらのソフトボール教室につきましては、子ども会対象とさせていただきます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 その中で、今チームができていて活動しているところと、なかなかチームができなくて、好きだけでもソフトボールチームとしてできないという子がおると思うんです。私の住んでいる荻谷学区なんかはチームが一つもできていないんで、そういった面で、そういった人たちにも子ども会のチームとして入っていないんだけど、やりたい人というのは声がかかるのかどうか、そういった面のところの配慮はあるかどうか確認します。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども会に入っていない子どもさんとか、チームができていない子どもさんに対してどうかという御質問かと思えます。こちらのほうにつきましては、チームに入っていないお子さんについても声をかけてくださいということで、子ども会さんにお声かけはさせていただいています。また、チームができていないところにありましても、子ども会の連絡協議会を通して御案内しておりますので、参加希望があれば出ていただけたらと思っております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。ぜひ全員の子どもさんに声がかかるようにお願いしたいと思えます。それと、ソフトボールというと、中学校で部活があるわけですけども、その辺との兼ね合いはどうなるんでしょうか。これはあくまでも子どもしかやらないよっていうのか、中学校の部活の生徒、レベルの違い若干あるかと思えますけども、その辺で指導の仕方が変わるから、これは省くよというのか、やっぱり大きく見て、こういう指

導を受けるのはめったにないことですので、中学校の部活のほうも含めて、教育のほうへちょっと僕言っちゃうかしれんけど、その辺の連携は取れているかどうか確認いたします。

委員長 こども課長。

こども課長 対象の子が中学生ソフトボール部のほうはどうかという御質問かと思います。

中学生につきましては、小学生とやはりちょっとレベルが違うと思いますので、小学生だけで100から150ぐらい人数を予定しておりますので、レベルの違う子たちの共存はちょっと難しいと思っておりますので、子ども会の子たちのやりがいにつながるような事業としていきたいと思っております。以上です。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ありがとうございます。今回は子ども会、子ども中心と小学生中心ということで、理解いたしました。

あと一つ、別冊予算概要の中の18ページの大草広野地区の福祉政策構想の誘致買収、来年度6年度で用地買収して、今後の計画というのはどういうふうに進められるのか、お聞きいたします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 大草広野地区の福祉施策推進構想の用地購入ということでございます。こちらにつきましては、令和6年度で、以前令和4年5年で購入のほうを取得のほういたしました。株式会社田中さんと三菱ケミカル・クリンスイ等の用地のこれは南側になりますか、以前構想のイメージ図を出したときのセンター中心のほうにありました、地域交流ゾーンというところの部分の用地を購入させていただきたいというふうに考えております。今後の予定につきましては、まずはケミカル・クリンスイさんの元々の倉庫の部分に高齢者いきがいセンターを移転するということの一つ目標にしておるところでございます。その後の計画につきましては、近隣の状況等をまた確認させていただきながら推進していくということで、いろいろなところに関しましては、まだ具体的な計画は立っていないというような状況でございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 その中で私気になるのは、建ちの高い倉庫がありますよね。あそこの倉庫すごく立派で頑丈なので、何か壊してしまうのはもったいない気がするんで、そういった面も含めて、いろんな角度から時間かけてしっかりと練ってほしいと思いますし、まだ田中組の事務所もやっぱり建物きれいだと思うし、そういった面を有効利用するということも考えて、いろんな福祉、先ほども高齢者対策いろいろ出ましたけども、そういった面も含めて、また小さい子どもさんからお年寄りまでの居場所づくりということを中心に、しっかりと計画をしてほしいということを要望いたしまして、質問を終わります。

委員長 福祉課長。

福祉課長 既存の建物につきましては、有効利用のほうをさせていただきたいというふうに思います。また、今後の事業の展開につきましては、各幅広い世代が集まって交流できる、そういったところは意識して進めてまいりたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

3 番、野坂さん。

3 番野坂順子君 予算概要の15、16で、社会福祉総務一般事業で子ども食堂支援補助金が計上されておりますが、これは継続になっていますが、今現在どこでやっていて、どこに支払う補助金でしょうか。助成金、補助金でしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 子ども食堂の助成についてでございます。子ども食堂につきましては、今現在では幸田町内で3カ所で実施のほうをされてございます。その団体につきましては、それぞれ助成の補助要綱によりまして、1件5万円、年間5万円という形で助成のほうをさせていただいております。その3件ですけれども、一つはつどいの家、地域活動支援センターの中にあります。そこで愛恵協会のほうが実施をしています。月1回という形で実施のほうをしております。それから、大草の環境環境ネットワークということで、こちらにつきましては、今年度の実績としては3回実施のほうをさせていただいております。季節ごとということもございますけれども、今回は3回ということを実施しております。大草の場所につきましては、大草の西コミュニティのほうで実施されてございます。もう一つが、未来食堂ということで、こちら市場区の公民館、市場公民館を使って、これも月1回のペースでさせていただいておりますが、令和5年の7月からスタートしているということで、この3カ所に対して、今年度につきましては実績がございます。

委員長 3 番、野坂さん。

3 番野坂順子君 ありがとうございます。次に、先ほど丸山議員からの質問もありましたが、17、18ページのところに、さっき言っていたデジタル化タクシー料金助成支援事業というのが載っていて、今度広報こうたの3月号に、タクシー券のことが載っていたんですが、それがこの4月1日から精神障害者の方が免許を持っている場合は出せませんって、そういうチケットはもうもらえませんかというふうになっていて、ちょっと3人ぐらいの方から、それはとても困ってしまうっていうことをすぐお話を伺ったんですが、まだきくと見ていない方たちも広報こうたのそこの部分を見ていない方たちもいっぱいいると思うので、今後もしかしたらそういうお声がいっぱい出てくると思うんですが、要するに本当に若いときに免許を取ったんですが、その後お仕事をしている間に、持っていた精神障害のものがひどく出てきて、それで医者から薬をもらって、やっぱり飲んでいいる間にいろんな症状が出るので、運転をすることがちょっと控えていたり、できなくなっている場合、今タクシー券が今まであったことで、すごく病院に行くにも、時々仕事に行くにも助かっていたっていうこともあって、それがなくなってしまうっていうことは、車も幾ら免許を持っていたても、車も乗れないし、タクシー券もないということで、やっぱり生活していくのにとっても大変になってしまう。だったら、免許を返せばいいんじゃないかって思われるかもしれないんですけど、その方たちにとっては本当に二十歳ぐらいで必死で免許を取って、何回も落ちたけどやっと取れたっていうものなので、将来使えるかもしれない。そのときのために、何とか更新だけはしていこうというふうに思われて持っているわけなので、やはりその人たちの未来のためにも、やっぱり精神障害のある方も車の免許持っていたとしても助成をしていただきたくなって思いますので、

もしそのようなまたお声があったら、受け止めていただきたいなと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ありがとうございます。貴重な御意見かと思えます。今回、免許を制度を見直しという中で、免許をお持ちでない方が対象から外れてしまう。免許を持っている方はお持ちの方は対象外になってしまうということなんですけども、これまで免許をお持ちでない方で御家族の車で減免、自動車税の減免になっていたというケースがございまして、持っていなくて、交通手段がなくなってしまう。御家族がいないときの交通手段が確保できないというようなところで、お声を窓口等いただいておりますので、今回は運転免許をお持ちの方は対象から、外させていただいたというような形でございます。今こういうお話を聞いておりますので、今のところ免許の有効期間中は助成対象を経過措置ということで設けさせていただいておりますので、令和6年度に関しましては、引き続き御利用のほういただけるということでございます。免許の有効期間が切れる年度末までということでもありますので、ちょっとそういった対象の方につきましては、また窓口等で御相談いただきながら御意見として伺うことができますので、また一つ検討材料とさせていただきたいと思えます。

委員長 ここで途中でありますけども、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 10時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、福祉課長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

福祉課長。

福祉課長 先ほどのタクシーの助成事業に関することでございます。助成事業の障害者のタクシー助成につきましては、地域支援事業でこれまでも従来どおり地域支援事業で計上のほうをさせていただきましたが、高齢者につきましては、令和5年度までは介護予防生活支援事業の中で計上のほうをさせていただきました。今年度からは地域支援事業ということで、一括して計上のほうをさせていただいております。こちらのほうには予算書のほう計上ございませんけれども、85ページ、44、地域支援事業の1億242万5,000円の中に含まれておるということで、よろしくお願いいたします。

委員長 引き続き、質疑を許します。

3番、野坂君。

3番野坂純子君 ありがとうございます。続きまして、予算概要の19、20ページの予防接種事業で带状疱疹ワクチン予防接種について、お聞きします。3点ですが、これの過去の実績はどのくらいだったのでしょうかということと、来年度予定されている人数はどのくらいを予定されていますでしょうか。そしてまた、带状疱疹ワクチンには生ワクチンと不活性ワクチンの2種類があって、値段もちょっと大きな差があるんですが、実際に病院に行ってワクチンを受けようとしたときに、その病院が高いほうしかやっていないよっていうふうにちょっと言われてしまって、ちょっとびっくりしたっていうこともあったので、病院を予約するにも、最初にそういうことをしっかりと尋ねて、お聞きしてから予約をするっていうことになっているのでしょうか、お聞かせくださ

い。

委員長 健康課長。

健康課長 带状疱疹ワクチンの過去の実績という御質問についてお答えしたいと思います。

過去の実績につきましては、带状疱疹ワクチンの接種事業につきましては、令和5年度からスタートしております。令和6年1月末の状況を御説明いたしますけれども、現在申請がありました人数が2,253人でございます。現在令和6年1月末の接種状況ですけれども、1月末の接種状況については、63人が生ワクチンを接種しております。それから、1,095人が不活化ワクチン1回目を終了しております。それから、受けられる方が探すのかという御質問につきましては、带状疱疹のワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。ワクチンの費用の自己負担額に違いがありますので、生ワクチンが4,500円、不活化ワクチンが2回接種が必要になりますけれども、1万1,500円の2回分で2万3,000円が必要となります。議員のおっしゃる高いほうというのが不活化ワクチンだと思います。2種類のワクチンについてですけれども、両方ありますので、両方できるかできないかということを明記した協力医療機関の一覧表を接種券と一緒にお送りをしています。また、ホームページにても掲載をしておりますので、ワクチン接種でございますけれども、事前に申込みが必要になりますので、町から接種券が届きましたら申込みをしていただいて、接種券が届きましたら、協力機関そちらのほうを見ていただきまして選んでいただくことができるようにはしてございます。それから、ワクチン接種でありますので、その方の体調ですとか、過去の持病ですとか、そういったことをかかりつけ医に御相談していただいて、もしかしたら高いほう、やすいほうありますので、そちらを選択していただくという形を取っていただけたらと思っております。申し訳ございません。来年度の接種の予定人数という御質問でございますが、来年度の予定の人数は令和5年度の申込み状況が1,253人ございましたので、これを参考にいたしまして、約1,200人を見込んでおります。

委員長 3番野坂順子君。

3番野坂順子君 ありがとうございます。たくさんの方が受けられるっていうことが分かりました。そして昨年、令和5年のときは、このような幸田町の皆様へという案内が送られてきたと思うので、また来年度も送っていただけると皆様が分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 健康課長。

健康課長 今提示していただきましたチラシですけれども、この予算を確定していただきましたら、そのチラシを同じように、6年度のチラシを作成いたしまして、広報と一緒に挟み込んで、配布する予定でおります。

委員長 3番野坂順子君。

3番野坂順子君 ありがとうございます。では続きまして、健康増進法、保健事業で、アピアランスケア用品購入費用の助成が計上されておりますが、これの過去の実績、また今後何人ぐらいの方が利用されると予定されているのでしょうか。

委員長 健康課長。

健康課長 アピアランスケアの用品の購入費の御質問かと思えます。こちらにつきましては、

令和4年度からスタートした事業でありますので、まず令和4年度の実績についてですが、医療用のウィッグが12件、それから乳房補正具が3件、合計15件でございました。令和5年度につきましては、現在の状況でありますけども、3月の状況でありますけども、医療用ウィッグが9件、それから乳房補装具が4件、合計13件でございます。今後の来年度の予定人数につきましては、この2年度分の実績から20人を見込んでおります。

委員長 ほかにございませんか。

1番、藤本君。

1番藤本和美君 91ページ、救急医療対策事業の中の災害用備蓄医薬品について質問させていただきます。まず、こちらの備蓄場所と備蓄内容を確認させてください。

委員長 健康課長。

健康課長 備蓄場所と備蓄内容につきましてでございますが、備蓄場所につきましては、幸田中学校、それから幸田町の保健センターになります。備蓄内容につきましては、医薬品と医療資材を備蓄しております。一例といたしまして、解熱剤、それから消毒液、点滴など、あとブルーシート、骨折などのときに使いますシーネですとか、聴診器、気管挿管セット、それからハンディストレッチャー、小児用の医療資機材一式でございます。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 令和5年の予算が151万8,000円で次年度が80万になっているんですが、予算減額の理由を教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 予算の減額の理由の御質問でございます。こちらにつきましては、救護所に備蓄をしておきます医薬品、それから医療資機材については、それぞれ使用期限というものがございまして、使用期限が切れる前に補充をするというような購入の仕方しております。現在、内容につきまして、3師会の医師会、歯科医師会、それから薬剤師会に御助言をいただきながら、そろえてきた経過がありますので、6年度につきましては、今回は小児用の解熱剤とか点滴など使用期限前に更新するための予算を計上しております。ですので、毎年同じ額というわけではございません。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。それでは、すぐ下の救護所用医療資機材のところなんですが、資機材を置いている場所を教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 資機材を置いている場所についての御質問でございます。こちらも幸田中学校と保健センターになります。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 資機材の内容と救護所の場所への運搬は誰がどのように行うか、教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 運搬についての御質問でございます。救護所が立ち上がるときが発災時になりますので、発災時に保健センターに参集し、医師会の方、それから歯科医師会、薬剤師会

の方が参集することになっておりまして、その拠点になっております。発災時に参集を
しました3師会の先生、それから救護所に充てられている職員が、保健センターから幸
田中学校に持っていくことになります。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。次に、93ページ予防費、予防接種事業予防費、こ
ちら歳入のほうで41ページの歳入のほうでは国からの予防接種健康被害給付費などがあ
るんですが、歳出のほうでは予防費に含まれるということで給付が認定された健康被害
の発生の予防接種名と被害内容は公表できる範囲で結構ですので、詳細情報を教えてく
ださい。

委員長 健康課長。

健康課長 それでは、給付、健康被害の給付の内容についての御質問でございます。まず、
給付が認定された健康被害ですけれども、予防接種名が新型コロナワクチンになります。
被害内容につきましては、アナフィラキシー、頭痛、悪心、嘔吐、咳喘息、急性心筋炎、
気管支喘息になります。年代としましては、20代が2件、30代が1件、50代が1件、70
代が1件、現在令和2年から5年度までの申請件数が6件であります。そのうち認定さ
れているのが5件になります。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。41ページの歳入のほうの状況を分かる範囲で教え
てください。

委員長 健康課長。

健康課長 失礼いたしました。41ページの歳入113万円の御質問かと思っておりますけれども、こ
ちらの健康被害の給付費につきましては、お二人になっております。お一人が50代で44
万4,000円、それからもう一方が50代の方で68万6,000円でございます。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。45ページにも健康被害者対策費負担金歳入のほう
に入っているんですけれども、こちらも確認させてください。

委員長 健康課長。

健康課長 45ページにございます予防接種健康被害者対策費負担金の10万7,000円の御質問
かと思っております。こちらにつきましては、お一人になります。接種した当時は10歳未満の
方で、金額につきましては、10万7,000円でございます。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 藤本ありがとうございます。93ページの出産・子育て応援事業についてで
すが、こちら令和5年度が3,943万円で、今年度が5,300万円に増額しているんですが、
増額の理由をもし把握していましたら、お願いします。

委員長 健康課長。

健康課長 出産・子育て応援事業の前年度からの増額分の御質問かと思っております。増額分につ
きましては、現在出産・子育て応援給付金がございますけれども、それとは別で町独自
で健やかお祝い金として一人につき5万円を支給するものでございます。令和5年度は
コロナの緊急経済対策として、幸田町の新生児特別給付金として、住民課のほうから5

万円を支給しておりましたけれども、令和6年度からは所管を変えまして、名前を少し変えまして、健やかお祝い金として健康課にて事務を行い、支給をするものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

7番、田境君。

7番田境毅君 では、私のほうからは福祉課に関わるところで、二つの事業について確認をさせていただきたいと思います。まず予算書でいくと82ページから、細かい内容が議案説明会資料の29ページに書かれておりますので、そちらも参照いただきたいと思います。幸田町地域福祉計画及び幸田町地域福祉系活動計画策定事業になります。今回一般財源のほうで586万1,000円を計上して、この二つの計画を一体的に策定をしていくという時期にきておりまして、そちらをやるということになっております。この中でまず、特に障害を持っている障害児に関する福祉施策、こちらのほうを特化して検討体制ですとか、実態の反映状況などを伺いたいと思いますが、まず検討体制について伺います。お願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 計画の検討体制というような形でよろしいかと思います。お答えさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、前回の計画策定時におきましても、策定委員会というものを設置させていただいております。今回の策定におきましても、策定委員会のほうを設置のほうをさせていただきたいと思います。地域住民の代表だとか、各種団体の代表、学識経験者、そういったような方々にお願いしたいというふうに思っております。

委員長 7番、田境君。

7番田境毅君 検討体制のほうは理解をできました。目的のところにも書かれておりまして、そういった内容で5年間の計画を作るということになります。検討される中で出されております実態に対して、この計画に反映をしていくべきものだと思うんですが、こちらの実態に対する反映をどのようにしていくのか、具体的にこういったことをこういう計画で入れていきますというのがありましたら、教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今回の計画の策定に当たりまして、前段の地域福祉計画というものは町の福祉に関する総合計画というような位置づけになりますので、大きく方向性というものを示すような形になろうかと思います。後段の福祉の活動計画のほうにつきましては、具体的に動いていきますよというような形での計画策定というような形になるかと思います。この中につきましては、現在の計画におきましては、福祉座談会というような形で地域の皆様と意見を交換しながら、地域福祉について考えて、実行に移していくというような内容となっておりますけれども、現在は生活支援コーディネーター、社会福祉協議会のほうにお願いしている内容になりますが、生活支援コーディネーターの方に中学校区に入っていただきながら、これは福祉の協議体、第1層2層協議体というような形で、地域の方、福祉関係の方等お集まりになっていただいて、事業のほうを展開しておるような形になっていきます。そこをさらにブラッシュアップしていこうというような内容で検

討のほうをしていきたいと思っております。

委員長 7番、田境君。

7番田境毅君 体制と動き方はよく分かりました。参考に障害児が過去からある程度の数の方がいらっしやると思うんですが、今後の傾向が分かりましたら、数字的にどのような変化がこれから見込まれるのかそこを教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 障害児の現状ということでございます。障害児につきましては、年々増加傾向にあるという、発達にちょっと影響があるというような方が増えてきているような状況であります。そういった中で、障害児、ごめんなさい。一つの指標といたしまして、現在の障害者の通所の給付を受けている方の人数というような形で御紹介させていただければと思います。手元に資料で、令和3年度と4年度の比較になりますけれども、児童発達支援の利用されてる方、令和3年度におきましては78人、令和4年度については111人、もう一つは、放課後等デイサービスになりますけれども、令和3年度が144人、令和4年度が165人というような形になっております。数は少しずつ増えておる状況でございますけれども、事業所の数も増えているというようなこともございますので、利用件数も全体的に伸びているというような内容になります。

委員長 7番、田境君。

7番田境毅君 令和4年度でありますと280人ぐらいの方がトータルでいらっしやるのかなということが分かりました。あともう1点の事業ですが、そのページの28ページに戻っていただくと、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業ということで、その他として991万1,000円が計上されております。こちらの内容を少し確認をさせていただきます。まずこの中を見ますと、数値目標のところがずばり表で書かれております。こちらの数値目標の根拠を少し教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。こちらの健康検診受診率、後期高齢の検診の受診率となります。住民検診と人間ドックの合わせた結果になります。こちらのほうが、後期高齢者医療の被保険者の受診率を向上させようという気持ちはあるのですが、これから試行錯誤していく段階でありまして、高い数値は目標とすることができず、根拠がないんですけれども、控えめな目標設定になりますが、こちらの数値を目標にしたいという思いが現れております。

委員長 福祉課長。

福祉課長 すみません、先ほど1点、児童発達と放課後デイサービスの人数を申し上げさせていただきましたが、こちら両方使われている方もお見えになりますので、その点だけ申し上げさせていただきます。

委員長 7番、田境君。

7番田境毅君 今日目標の根拠のところは分かりました。現状だと、多分今までの実績に対して、まず達成できる数字で高めのところをねらって40%というのがきっと受診率のところでしょうし、あとは健康状態の不明者のところも過去の実績を見ながら、令和7年であれば4%を目標にということかというふうになんて読むと、読み取れたので、質問させていただきました。そうすると例えば、受診率4割っていうところを今目標に設定をされましたが、最終的にどの率までねらっていくのかっていうところをやっぱり皆さんと共

有していかないといけないと思うんですが、最終的な目標値のところはどういったところを考えているのか教えてください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 こちらのほうの健康状態不明者、こちらのほうは、もちろん0にすることが望ましいかと思っているんですけども、やはりこちらのほうもう全くなしということはできないのかと思います。令和7年度目標4%というふうにさせていただきました。令和4年度の5.2%から削減している数値なんですけれども、今のちょっと自分の頭の中での数字なんですけれども、2%台にまで下がるとよろしいのではないかなというふうに思っております。

委員長 7番、田境君。

7番田境毅君 ねらいはできれば2%をきっちり達成したいなということだと思います。そうすると、令和5年から6年、7年と見ていくと、0.1%ずつの下げ幅になっていますので、なかなか時間がかかることだろうなというふうに察するわけですが、この目標の設定の仕方を今の話ですと、2%に向けて何年かけてやるのかっていうのはよく考えていく必要があるんじゃないかと思いますので、その辺また今後考えられるのか分らないですが、現時点で何か考えがありましたら教えてください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 7年度目標は4%、その後2%まで下げたいということで、いつまでにという御質問ですけども、まだ計画的なもののさらに前段階のちょっと持論ではありますので、実際にこの期間でというのはございません。ただそういった思いということで、御承知いただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 予算書の86、87ページであります。大草広野地区福祉施策推進構想についてでありますけれども、この説明の中でありましたけれども、令和6年度から施設改修工事及び関連する町道整備工事を予定していたが、財政的な理由で町総合計画実施計画上の見直しが必要となり、令和7年度以降を予定していると進捗状況の中で説明をしておられますけれども、財政的な理由というのはどのようなことなのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 これにつきましても、先3年の実施計画のほうで、先3年ローリングで事業の計画のほうを立てさせていただいているところであります。福祉課といたしましても、この大草広野地区の推進というところにおきましては、従来令和6年度に改修工事、町道整備というところを計画していたところでございます。その中で、今回の予算を作っていく中におきまして、事業の全体推進ということで、福祉課の判断として見送らせていただくような形をとらせていただいたところでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ですから、財政的な理由っていうのがどこにあったのかということでもありますけれども。それと、計画が作られたときに、今現在のシルバー人材センターの跡

地は現状復帰にし、回復をして、そして地主にお返しをするということになっております。この地主さんから、なぜおくれたんだという、こういう声があったわけでありまして。そうしたことが政的な理由ということで、おくれたということである。そうした説明をきちんとしていただきたいということと、それから、地主さんにすれば、これは現状復帰して、そしてその後の計画を立てていたところで、これは損害を受けるんじゃないかというようなことも言われているわけでありまして、そうした点でのきちんとした説明というのをやっておられたかをお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 現在の高齢者生きがいセンターの借地費に関しましては、地主さんとのお話は進めさせてまいりました。昨年夏8月、委員を含めまして、今後の計画ということでお伝えさせていただいたところでありまして。これから令和6年度の予算状況というところで、どちらにいたしましても、令和6年度からは、ちょうど借地の更新時期でもございましたので、そのところをお話しに上がったところでありまして。その際に、令和6年度の移転先での改修工事の予算のところが現在見送っているというところでお話しをさせていただきまして。そのおくれということで、財政的な理由というところで述べさせていただいたところでありまして。今後、町のほうとしましては、計画としましては従来どおり令和8年度、令和9年の3月31日の移転というか、借地返却というものを目指して進めているところで、その内容での協議のほうを行わさせていただいている状況でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この令和6年度の部分につきまして、事業を先延ばしたと、そういうことからしても、実際の移転、その影響はないということですか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 移転につきましては、令和6年度事業のほうで改修工事ができないということで、当初予算では計上していないというところがございます。現状の高齢者東センターの借地の解消というところにつきましては、今のところ当初の目標どおり令和8年度末を目標にしている状況でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この状況につきましては、2月8日の福祉産業建設委員会の中で、説明があったわけでありましてけれども、しかしながら、やはりこうしたことが町の総合計画実施計画の中での見直しが必要ということであるならば、やはりローリングプランの中できちんと位置づけをしてやるべきではなかったのかなというふうに思うんですが、その辺のところの見直しというのはどのようなになっていたのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 昨年夏ということですね。現状の報告ということをご地権者さんのほうにもお話しをさせてきていただきました。それ以降、実施計画というところにつきましても、案という形の段階で見込んできているというようなところでございます。最終的には、令和6年度以降の計画につきましては、予算の策定状況に合わせての策定という形になります。事業全体としましては、当初3年間のローリングということでございますけれども

も、事業全体としては令和8年度末というところが一つ気になっているポイントになっておりましたので、そのところは今のところずれていないという形で進めたいというふうに思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。次に移ります。サポートセンター管理運営事業についてお聞きしたいというふうに思います。この予算についての説明をいただきたい。

委員長 福祉課長。

福祉課長 サポートセンターの事業計画ということで、事業の予算ということでございます。ちょっと資料のほうを開かせていただきます。今回、全体で963万円というようにところの数字を上げさせていただいております。こちらにつきましては、シニアシルバー世代サポートセンターの運営の事業費という形になってございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 多分そうかなというふうに思ったわけでありすけれども、今まではシニアシルバー世代サポートセンターということでやられて、明記をされてきたわけですが、このように、サポートセンター管理運営事業ということで行われるならば、ちょっとシニアシルバー世代サポートをセンターが見えなくなってしまうというように思うわけでありす。これは、なぜこのように表記をしてきたのかお尋ねします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 事業名の件になろうかと思ひます。こちらのほうにつきましては、大変申し訳ありませんが、ちょっと私自身としましても、今回福祉課のほうに、サポート管理運営事業という形になってございました。名称として非常に長くなってしまうところを省略している部分もあろうかというふうに思っております。すみません、こちらにつきまして、決算書のほうにつきまして見ていただきますと、管理運営事業の中でシニアシルバー世代サポートの推進事業の補助金ということでさせていただいております。そういったところで御理解いただきたいというふうに思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 シニアシルバーサポートセンターが今度名称変更した。元高齢者ふれあいプラザのほうに移転をするわけでありす。そして、福祉課が直営と福祉課の直営事業として行うわけでありすけれども、シニアシルバー世代サポートセンターの事業がなかなか見えづらいというようなことで、ここは元々は国の補助金を受けて3年間で行ってきた事業でありすけれども、引き続きまた国の補助金を受けて行う事業で、これから例えば、シルバー人材センターと比較をしながら、これが両論で高齢者の事業として行っていくと、高齢者支援で行っていくということになるわけでありすけれども、その辺のところを明確に位置づけながら、やっぱりやっていくべきではないかなというふうに思うんですけれども、その点でサポート推進事業補助金の中身について、今度はお答えいただけたらというふうに思ひます。令和6年度ではどのような事業を展開されるのかお尋ねします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 シルバー人材センターとシニアシルバー世代サポートセンターの位置づけという

ことに関しましては、以前も分かりづらいというところがありましたので、比較の資料という形で提出させていただいて、主にシルバー人材センターのほうは会員制で雇用主となってお仕事を会員さんにお渡しするもの、シニアシルバー世代サポートセンターにつきましては、職業を就職先を就労支援していくという、そういったところにサポートしていくというようなところで説明のほうをさせていただいたところであります。令和6年度の事業につきましては、引き続きそういった無料の職業紹介所という形での動きと、また各種就労に関するセミナー等の開催というのはこのまま継続してまいる予定でございます。

また、大手企業でお勤めになられていた方の退職、今ですと再雇用で65歳さらには70歳までお勤めになられる方もいると聞いております。その後の意向調査というものを大きな企業の方にアンケートとして、幸田町への中小企業等で働く意向等の調査をさせていただくようなことを検討しております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 サポート推進事業補助金700万の中身でございますけれども、例がシニアシルバー世代サポートセンターの中で事業展開をされていくというこれは中身でございます。その辺についてもきちんと明確に分かるようにやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、88、89ページの保育士の配置基準についてお尋ねしたいというふうに思います。今度76年ぶりに保育士の配置基準というのが改正をされたわけでありまして。4、5歳児で30人に一人というのが、25人に一人、それから3歳児で20人に一人が15人に一人ということに改正をされてきているわけでありましてけれども、この改正に沿って、幸田町の保育士の配置基準、これが令和6年度から行われたかどうか確認でお尋ねしたいと思います。幸田町の場合は、加配をしながら対応している実態もございましてけれども、実際配置基準に応じた配置をしていかれる、計画どおりやられるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 こども未来戦略の保育の質を向上させるための、保育士配置基準の見直しについての御質問かと思っております。幸田町におきましては、計算しますと、配置を見て人数を確認しますと、国の配置基準につきましては、満たしているという状況だと認識しております。引き続き、新しい基準、さらなる基準の改正がありましても、引き続き、継続していけるように考えていきたいと思っております。以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 国の配置基準でやっていく場合、今度はクラスの点数が変わるわけでありまして、そうしますと、例えば保育室の確保という点からいって、実際どうなるかということでありまして、例えば3歳児15人に一人というようなことでクラス編成がなされた場合、3歳児がオーバーすると、こういうときもあるかというふうに思うんですけれども、そうした場合、保育園のクラスが不足する事態にはならないのかどうか、これはきちんと見直すべきではなかろうかと思うんですが、そうした点でのチェックをされたかどうかお尋ねします。

委員長 こども課長。

こども課長 配置基準が厳しくなってきた、クラスがオーバーしたときに部屋が足りるかという御質問かと思います。まだそこまでのちょっと検討、検証のほうができておりませんけれども、縦割りのクラスにするとか、必要であれば、分かりませんが、部屋を設けるような形の増築工事等をしていかなければいけないのかなとは思っております。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 里保育園やわしだ保育園等では、縦割り保育というものが行われていて、異年齢の集団ということで、非常に好評でもあるわけですが、しかしながら、こうした配置基準の改正によって、今度は保育士の数が足りるかということでございますけれども、その辺のところもきちんと対応できるようにしていただきたいということをお願いするものであります。

次に、こども誰でも通園制度が2026年度開始に向けての対策が行われるわけでありまして、その中で幸田町の0歳児保育、これはおおむね10カ月、離乳食が完了したおおむね10カ月からしか預かっていただけないという中で、今度のこども誰でも通園制度になれば、これは0歳児では、6カ月から対応できると、このようになってきているわけですが、やはり今幸田町の0歳児保育、6カ月から預けられる状況にしていかなければならないのではないかというふうに思います。その辺のところについて検討された結果があるかどうかと、希望がどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 まず保育士不足というところの課題につきましては、課題だと認識しております。食の改善だとか、さらにはICT等を導入して、事務の効率化を進めながら、保育士不足のほうについてはしっかり対応していきたいと考えております。

また、誰でも通園制度の御質問で、今は10カ月のお子さんからお預かりしているところなんですけれども、今離乳食のほうをいろいろと保育士、栄養士、調理員といろいろ研究しながら、早い時期に6カ月から受入れていけるように準備のほうを進めておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 生後6カ月から保育可能だとするならば、これはいつからそのようにやっていくおつもりなのかお尋ねします。それと、育休制度はあるわけですが、しかしながら、産前産後、産後なかなか休めない方もいらっしゃるわけでありまして。そうした点におきますと、やはり早いうちからの保育園で預かってもらえると助かると、こういう人たちもかなりおるわけですが、そうしたニーズはどれぐらいあるのか把握しておられるかを伺いたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 6カ月からの受入れにつきましては、4月早々というのはちょっと今難しいなとは思っておりますけれども、年度内には始めれるように考えております。また、育休の休めないっていう方の住民様のニーズっていうことではあるかとは思いますが、

でもちょっとそういった資料のほう、ニーズの調査のほうは今しておりませんで、今子ども子育て計画に絡みまして、アンケートのほうを実施しておりますので、その中である程度分かることもあるのかなというふうには思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ここで途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 10時48分

再開 午後 10時58分

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、健康課長から発言の申出がありましたので発言を許します。

健康課長。

健康課長 先ほどの野坂議員から御質問がありました带状疱疹のチラシについての発言ですけれども、こちらのほうの答弁が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。带状疱疹の議員のほうから見せていただきましたチラシですけれども、令和6年度については2年目になりますので、広報のほうに掲載はいたしまして、チラシのほうは挟み込むということはせずに、ホームページと広報によって周知をさせていただきたいという考えでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは引き続いて質疑を許します。

14番丸山君。

14番丸山千代子君 先ほどの続きで、令和6年度内に0歳児保育が6カ月からの受入れということをお聞きをいたしましたけど、これはどれぐらいの目途になるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 0歳児の6カ月からの受入れの質問でございます。先ほど6カ月からのお子様を年度内という回答をさせていただいたんですけれども、6カ月の乳児に対して、まずは離乳食の提供ができるように今準備を進めております。その体制がしっかりできて、その後しっかりと6カ月の子から受入れていく体制のほうを順次考えていきながら、目標としまして、年度内等をさせていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと難しい場合もあるかと考えております。よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 幸田町の未満児保育が始まったのが、昭和55年からであります。そのときの受入れというのがずっと変わらず、ようやく0歳児が生後6カ月からの受入れ可能という一つの前進にはなるわけではございますけれども、これは一つにはこども誰でも通園制度、これによっての前進であるわけでございます。しかしながら、一つには幸田町の保育の前進につながるとして、充実を求めたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、放課後児童対策についてお願いしたいと思います。幸田町の放課後児童クラブにつきましては、令和6年度につきましては、15クラブ、そして610人定員に対しまして、827人を受入れ、そしてコーディネーターを配置をして、運営をしているわけがあります。こうした年々増加する放課後児童クラブへの対応、これに対して、コーディネ

ーターにおきまして、パートタイム対応でございます。幸田町の放課後児童クラブでの充実をしていくためにも、常勤の支援員の配置をと思うわけでありますけれども、その考えについて伺いたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 6カ月からの子どもさんの受入れについては課題だと思っておりますので、まずは離乳食、段階を追って早い時期にやっていけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

また、放課後児童クラブのほうの職員とパートタイムではなく、常勤職員の配置をという御質問かと思います。今募集につきましては、パートタイム、フルタイム、特に分けて募集をしているわけではございませんけれども、応募として年配の方が多いというのがありますけれども、週3日の働き方をされたいという方がいらっしゃるという形となっております。

また、コーディネーターと言います、ブロック長のほう、こちらにつきましては、週4日でやっていただいておりますけれども、ちょっと高齢化という課題もありますので、おっしゃるとおりフルタイムでやっていただいて、全体を見ていただいて、現場をトータルで見ていただくフルタイムの方がいらっしゃるの必要性は感じておりますので、機会があれば考えていきたいと思っております。検討課題とさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 放課後児童クラブにおきましては、放課後児童健全育成事業に基づくものであります。国のほうでは、安定的な運営を図るとして、常勤の放課後児童支援員の配置促進のため、新たな補助基準を設けるというふうに出ておりました。そこでお聞きをするわけでありますけれども、こうした常勤体制にしていくために、この国の補助金の対応、これが幸田町に当てはまるかどうか、その点について検討したことがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 常勤の職員のほうが補助対象になるということかと思います。情報としましては、こども家庭庁のほうから常勤の放課後児童支援員を2名配置した場合の補助のほうがあるという情報は得ております。先ほどのように、募集して結果、フルタイムの方は出ていないという状況でありますので、またありましたら、あと補助のほうにも乗っていけるということでありますので、検討はしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 放課後児童支援金につきましては、常勤、非常勤問わず1名配置、あるいは2名以上配置ということで、補助基準があるわけですが、新たに2名以上の常勤配置にするということが新設をされております。こうした補助金を受けながら、そしてまたなおかつ常勤配置にしていくと、これは若い保育士さんの雇用にもつながるわけであります。そうしますと、例えば支援員が見つからない、見つからないということではなくて、働く人の対象年齢が広がってくるとすれば、これは身分も、また保証され

るということになりますので、ぜひこうした新たな制度を使いながら、常勤配置ということをお願いしたいというふうに思うわけであります。いかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 要綱のほうよく見て、幸田町のほうにお金が入ってくるようなメリットがあるようでしたら、募集もなければ難しいのかなとは思いますが、募集をしながら、検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 予算書及び説明書の83ページにおきまして、障害児通所給付費というところになるんですけども、こちらの利用率については、先ほどの田境議員の御質問の中で人数のほうは把握できました。その中で、実際利用施設、町内、町外あるかなと思うんですけども、どの程度の数を児童さんたちは利用しているのでしょうか。分かりましたらお願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 障害児の通所施設についてでございます。ちょっと手元にある資料につきまして案内させていただきたいと思います。まず児童発達の支援施設に関しましては、16施設町内が3カ所町外が13カ所で御利用のほうされてございます。まず放課後等デイサービスにつきましては、全体で35という形になりますけれども、幸田町内が3カ所、それからごめんなさい、町内7カ所です。すみません、町内7カ所です。町外が28カ所、合計で35カ所になります。

委員長 6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます44. 施設のほうもかなり町内外と増えてきているなと思うんですけども、やはり障害があるお子さんですと、やっぱり飛び出してしまったりとか、ちょっと配慮が多くいる方たちも多いかなと思いますので、しっかり安全な施設に通っていただけるように、そういった面では施設について、何かこう福祉課のほうにちょっとこういう施設でここが困ったとか、そういう相談とかは入ってくることはあるのでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 これらの施設につきましては、許認可が県のほうになりますので、そういった部分の基準については、県のほうの監査が入っているような形になるということになります。それぞれの利用についての苦情というか、そういったことに関しましては、小さなものはいろいろお聞きしますけれども、大事には至っていないと。当然、虐待等をそうやって思われるようなものに関しましては、重大事案という形で取り合わせていただきますけれども、今のところそういう大きな案件は届いていないというような状況でございます。

委員長 6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。しっかり相談等聞いていただいているということが分かりましたので、引き続きよろしく願いいたします。

次に85ページの高齢者の保健事業と、介護予防の一体的な実施事業についてお聞きし

ます。この事業の事業案の中では、専任の保健師の件費というのが上がっているかなと思うんですけども、今現在幸田町において、保健センターのほうでも保健師のほうで育休に入っていたりとか等で、人数不足等があるかと思うんですが、この事業のために専任保健師のほうはもう雇用は目途が立っていたり、できているという状況なんでしょうか、教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 現在、高齢者保健事業と介護予防の一体的事業の実施につきまして、今年度準備のほうを進めさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、福祉課に配置されております保健師が専属で準備に当たっていると、引き続きその保健師が令和6年度の事業実施に当たって進めていく予定でございますが、そういった部分の人員配置というところは要求しているところでございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。一応人員の募集、希望は出していますが、現状いる保健師さんで、対処を今のところ準備をしているということですか。はい、ありがとうございます。

次に、93ページの妊産婦タクシー事業についてお聞きします。こちらの事業の執行率を教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 妊産婦タクシーの執行率についての御質問かと思います。令和4年度から開始した事業でございますので、まず令和4年度につきましては、申請者が5人、それから助成額が2万1,990円で、執行率は18.3%になっております。令和5年度の実績につきましては、現時点の状況でいきますと、申請者が10人、助成金額が4万6,060円、執行率が38.4%でございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。結構妊娠された方にお話を聞くと、こういう制度があるっていう説明は多分母子手帳の配布の際にいただいているかなと思うんですが、やっぱり書類等がたくさんある中で一遍に説明をされてしまうと、こんな制度が使える等がやっぱり抜けてしまうのかなと思うんですけど、こういう制度幸田町だと使えるようなお話をしますと、「あるんですか」っていうことも、「再度資料を見えます」なんていうお話もありますので、ぜひ周知活動のほうは引き続きよろしく願います。きっと周知のほうもちょっとずつ広まってきて、いっぱい的人数利用になっているのかなと思いますので、その点は引き続きよろしく願います。

次に、同じページの産後ケア事業についての執行率をお願いします。

委員長 健康課長。

健康課長 産後ケアの執行率についてでございますが、産後ケアに宿泊型、それからデイサービス型、訪問型がありますので、それぞれについての執行率になりますけれども、宿泊型につきましては、予算額に対して執行率が36.4%、それからデイサービスの執行率が予算額に対して36%、それから訪問型については17%でございます。

委員長 6番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。この事業として、令和元年から始まっているかなと思うんですけども、執行率がとても低いという関係から、予算のほうがどんどんどんどん減ってきているのかなとは思いますが。実際、産後ケアを利用するための利用条件をお願いします。

委員長 健康課長。

健康課長 対象者につきまして、四つほどあります。出産後体調不良のある方、それから、育児について不安がある者。それから、家族その他のものから十分に支援が受けられない者。それから、感染症に罹患していない者、対象者をこうした対象者としております。

委員長 6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。この条件が全てを満たす人が、産後ケアが使えるという条件だったかなと思うんですけども、以前一般質問でさせていただきましたが、産後のお母さん、産後ケアの条件に当てはまる中で、実際病院、産院さんのほうから不安があるので利用を勧めてほしかったりとか、エジンバラというちょっと精神状態を見るテストだったりとか、アンケートだったりとか、そのほかのアンケート等でちょっとケアが必要だよっていう方には、多分勧めていく等があるかなと思うんですけども、実際今、入院期間も10何年前から比べると、初産婦さんの場合を見ましても、経膈分娩の場合、6日から7日入院していたのが、もう産後4日目では退院となっていますので、そうしますと、赤ちゃんに触れる機会が少なくなっている今のお母さんたちにとって、赤ちゃんが生まれ、4日経ったら自宅に入って帰るわけなんです。その中で、やっぱり初めてのことばかりですので、不安なことだったり等がとてもあり、アンケート等では数値が高くなくても、精神的にまいってしまうお母さんもかなり見受けられますっていう中で、条件を作らずとも、実際静岡県の事例ですと、静岡県は多分10年以上全員の産後のお母さん全員対象に使える補助券のほうを、産後ケアの補助券を出しているかと思うんですが、利用率を聞くと、30%もないぐらい。全例にお渡ししてもという状況ではありますので、ちょっと執行率が低いというところもあるんですけども。子育て支援という意味で、もうちょっと条件のほうを緩和ないし、なくしていただいて、本当に使いたいっていうお母さんに利用できる方向性に見てはいかがでしょうか。

委員長 健康課長。

健康課長 産後ケアの利用状況についての御質問かと思えます。幸田町で健康課では、妊娠した際に母子手帳の交付時に、妊婦の方全員と面接をしております。出産・子育て給付金の関係で、全員と面接をしております。その際に、こういった制度があることを説明しております。今度出産後につきましては、「こんにちは赤ちゃん訪問」ということで、やはり全員の方と面接をしておりますので、その際にもこういった説明を制度と言いますか、冊子とか、そういったものを配布をしながら周知に努めているところではございます。それから、現状としましては、こういった条件があるわけですけども、産後ケアを使いたいということについては申込みが必要になっておりまして、その際に受けたいんだけどという申請なり、相談があったときには、一応健康課のほうの保健師が状況を聞きまして、今のところ相談があった方について、お断りしたという経過がないという状況でございますので、現段階では、対象者の要件を取るというところは考えては

おりませんけれども。委員がおっしゃるように、ほかの自治体で、この条件を取ったことによって、執行率というか利用率が高まったということでございますので、ほかの市町も研究していきたいと思っております。

それから、限られた財源の中での事業となりますので、そのところについては近隣の状況、それから産後ケア事業を受けていただく事業所の数とか、そういったことを考えながら検討していきたいと考えております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。ぜひ執行率、お金を使ったらいいというものではないかなと思います。本当に困っている妊婦さん、産婦さんたちが安心して子育てできるということが目標かなと思っております。実際に、この産後ケア事業あるのは知っていたんですけども、その条件の中で、サポート体制がない方っていうところに、「私実家に今帰っているので使えませんよね」という相談を実際聞いたことがあります。ただ現状細かく聞くと、実家には帰ってるんですけども、日中御両親は仕事に行っていて、自宅で一人、けど実家にいるからサポートはないわけではないってとってしまうって方もおりますので、ちょっと周知方法として、本当に利用しやすいものとして、産後のお母さんたちが安心して使える制度にしていいただければ、いただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、87ページの子どもの権利関連事業についてお聞きします。この費用についてですが、これは昨年もやられていた議会を使ったり、発表等をされていたこども会議の費用でしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども会議の費用となります。コーディネーター等入れて、委託させていただいて、報告書としてまとめているような費用を見させていただいております。以上です。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。こども会議に参加する対象者を教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 こども会議の対象者としては、町内3中学校の2年生12人と、幸田高校の2年生4人の合計16人となります。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。こども会議以外には、今子どもの権利条例が幸田町ありますけども、各小・中学校等で何か活動を促進するような内容とかは来年度やる予定とかありますでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 その他の子どもの権利条例の関係の事業につきましては、毎年となりますけれども、小学生向けに大人との合同ワークショップっていう形で毎年小学校を変えながら、6年生を対象にさせていただいております。子どもの権利のテーマをクイズ形式で出したり、そういったことで知識を学んでいただくという形で子どもの権利委員さん等の委員さんと一緒に学ぶ機会とさせていただいております。

委員長 6番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。毎年多分一つの小学校を回っているのかなと思うんですけども、そうしますと、5 小学校で毎年 6 年生ですので、やはり経験がないまま、せっかくのいい機会を経験しないまま、該当しない年の 6 年生は経験しないままになってしまうと思うんですけども、何かその点をうまくちょっと改良していく予定とかは、何かお考えがあったら教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 おっしゃるとおり、6 小学校あって、6 年生ですので、全く関わらない子もいるとは感じています。来年度は特に変えていく予定はないですけれども、申し訳ないです。課題だと思っています。よろしくお願いいたします。

委員長 6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。ぜひ幸田町で育つ子どもたちですので、この小学校では受入れたけど、こっちは受けられないまま中学校、高校と行ってしまうというのはちょっともったいないかなと思いますので、その点ちょっと改善考えていただけるとありがたいです。

次に、89 ページの保育園の事業についてなんですけども、育休退園のほうが多分幸田町も左にあるかなと思うんですけども、実際育休退園の退園された児童に園児について、委員会のほうでも御報告があったかと思うんですけども、もう一度人数のほうを教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 育休退園の人数につきましては、令和 4 年度 22 人、令和 5 年度 2 月時点で 30 人、30 人の内訳としましては 0 歳児 1 人、1 歳児 14 人、2 歳児 15 人という人数となります。よろしくお願いいたします。

委員長 6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。30 人が令和 5 年の 2 月までで育休退園されているかなと思うんですけども、では園児たちが退園しなかった場合、継続で入園を続けた場合は、待機児童とかは発生してしまうのでしょうか、教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 育休退園をお願いしないと、待機児童は現状では出てしまう形となると思います。よろしくお願いいたします。

委員長 6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。待機児童 0 歳、1 歳、2 歳とあるかと思うんですが、0 歳自体がちょっと本当に保育する場所の確保が難しいとはよく聞くんですが、実際育休退園した園児が、年代で言うと、どこのあたりが待機児童が増えてしまう等の分析等がもしされていたら、教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 今現在、0 歳児のほうが待機になってしまっているという状況があるんですけども、そこが分析まで 1 歳児、2 歳児の分析まではできておりません。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

委員長 6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。幸田町内もこの数年間で小規模認可園も増えてきましたので、ぜひちょっと分析をしていただいて、少しでも2歳児からでも緩和していただけると、育休退園自体がやっぱり新生児の赤ちゃんを抱えたお母さんが、家で2歳児ですと、とても活発な時期になるんです。その時期を抱えて、家庭で保育をするっていうのは本当にとっても大変なことではありますので、1歳児、0歳児だからいいっていうわけではないんですけども、育休退園自体の制度が将来的にはなく、全員預かっているというのが一番ベストかと思うんですが、少しちょっと分析した結果で、育休退園なくいける年齢層があるようでしたら、ぜひ検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

委員長 こども課長。

こども課長 育休退園につきましては、今年度4月から、3歳児未満の途中入所が入ってこられる方、3歳未満児の方は76人いらっしゃいます。その状況で今30人の育休退園をお願いしている方がそのまま残ることとなりますと、待機児童がそのままその子たちが待機児童となってしまう状況となっております。本当に保育が必要な児童の方が途中入園で入ってこれないという状況になってしまいます。ただ委員おっしゃるとおり、0歳、1歳、2歳でございますので、ちょっと検討しながら、現状では未満児の受入れに限りがありますので、必要性の高い方を入れさせてはいただいておりますけれども、退園児が委員おっしゃるとおり、子どもの発達や乳児、幼児を同時に育てる親御さんに影響を与えることは、こちらも思っておりますので、今後の利用状況と保育体制を見ながら、段階的にでも緩和していけるか検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

5 番、長谷川君。

5 番長谷川進君 予算書及び説明書の63ページ、85款30項20目97の学生実習指導料というところの雑入のことでちょっとお聞きしたいと思いますけど、学生実習指導料というのは、学生というのは、どこの学生、幸田高校の生徒なのか、どこの学生のことを言っとるんですか。それと、その高校生に対して、どのような内容の実習指導をされておるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 健康課長。

健康課長 議員の御質問の学生実習指導料8万8,000円の御質問かと思えます。こちらにつきましては、愛知県内の保健師の学生と管理栄養士の学生、大学生ですけども、その学生の実習施設として受入れをしております。実習施設として、学生の方に効果的な学習ができるように可能な限り実習の機会を提供するという、そういったものでございます。実習ですけども、県を通じて依頼があります。現在のところ、実習の予定で依頼がありました大学につきましては、名古屋医専保健士学科と、それから日本赤十字豊田看護大学と名古屋女子大学からの依頼を現在受けております。日程につきましては、まだこれからになりますので、現在のところはその3大学になります。

委員長 5 番、長谷川君。

5 番長谷川進君 ありがとうございます。非常にそういった実習現場のオープン的な活動で、

私もよろしいかなというふうに考えております。こういったやっぱり活動というものは、いろいろなニーズがあって、やっぱり生まれてきたものでもあるものですから、今後もやっぱり長く維持継続して、続けていってほしいなというふうに思っております。せっかくこういった実習先を提供しているものですから、幸田町の行政としても、そういった学生のやっぱり将来的動向を見ながら、事務方の仕事としてでも、やっぱり定量的な把握をしながら、自分たちの仕事として成果としてどうであるかというところをやっぱり押さえておいてほしいなと思います。だんだんだんだんそういう成果というのを見ておかないと、だんだん衰退して行って、せっかくいい事業も終わってしまうというような可能性が非常に大です。いろいろな人を育成するという上では、必ず定量的評価というものが僕は大事なかなと思っておりますので、今後ともそれを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 健康課長。

健康課長 現在依頼がありまして、学生の方、保健師の学生の方、それから管理栄養士の学生の方の実施を毎年受けております。その中で、保健師の学生の方には乳幼児の健診の審査ですとか、親子を対象にした健康教室の実施ですとか、それから管理栄養士の学生の方には、栄養士が主催をします教室への参加、そういったものを考えて、実習として提供しております。この学生の方たちが、今後幸田町で実習をしていただきまして、将来的に幸田町へ就職と言いますか、そういったことにつなげていけたらという思いで、実習を受けておりますので、今後ともできる限り県のほうから依頼がありましたら、受けていくということを考えております。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川進君 ありがとうございます。やっぱり行政として目指すところは、幸田町に皆さんが戻ってきて、働くということをやっぱり目指していかなきゃいけないかなと。これは昨日言ったものづくり研究センターの、やっぱり高校生の話も含めて、やっぱり地元でそういった知恵を授けて就職していただけると、もっともっと活発する幸田町若者の就労が活発になるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、87ページですけど、20款10目の先ほどから言っております実業団のソフトボール教室の話なんですけど、ソフトボール教室、実業団は恐らく地元ですのでデンソー女子ですか、デンソー女子の方が来られると思うんですけど、70周年事業にしては、とぼねグラウンドでやるのか、向こうの・・・グラウンドでやるのか知らんけど、片面使ってやると、子ども会の延長線上みたいで、70周年にしてはちょっと寂しいような気がしてしょうがないんですけど、私はちょっと感覚的にもっと大々的にやってくれるんかなと思って、ソフトボール教室のメニューといったものはどのような内容なんですか。教えていただきたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 実業団ソフトボール教室の御質問かと思えます。委員おっしゃるとおり、実業団のほうは地元デンソーのソフトボールチームのブライトペガサスさんに来ていただくように考えております。場所のほうもとぼねグラウンドで考えております。内容といた

しましては、ソフトボール教室と今相談してのところではありますけれども、ちょっとイベント的と言いますか、バッティング競争だとか、遠投競争、ベースランニングみたいな、ちょっとアトラクション的なものも教室とは別にやりながら、子どもがソフトボールを楽しんでやっていただけるようにできたらなというふうに考えております。また、実業団さんからは景品としてブライトペガサスさんのグッズのほうを提供いただけるようなお話もいただいております。よろしくお願いいたします。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川進君 デンソーさんもいろいろ社会貢献事業として、いろんなところを全国回って、無償でいろいろやられていると思うんですけど、今回83万1,000円というのが、どのような形で使われるのかなというところで、ちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長 こども課長。

こども課長 費用につきましては、ソフトボール教室で使うボールやボールスタンド、あとは選手の弁当だとか、お茶、あと70周年を冠した看板等も作成したいなと考えております。またあと、記念タオルのほうを作りたいと思っております、その費用がちょっと半分ぐらいの予算かかっておりますので、という状況でございます。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川進君 予算の内訳は分かりました。ありがとうございます。せっかくやるなら、私はグラウンドを大きく使っていただいて、もっともっとイベントを大きくしてほしいなという、そうしていただけるのかなと思っておったんだけど、やっぱりソフトボールやっていて、片面というのは、グラウンドが寂しく感じるんです。やっていても。だから、例えばデンソーの人を呼ぶならば、日本リーグを呼ぶなら、男子の日本リーグを片面でやって、男子の日本リーグの人たちにも、中学生だとか、高校生なんかにもやっぱり体感していただくということでやると、もっともっと華やかになるのではないかなというふうに感じるんです。同じデンソーの女子の日本リーグ、男子の日本リーグがあるもんですから、あれ見ていただくと、本当に子どもたち「自分たちソフトボールやろう」という気持ちにもなるんです。幸田町にもソフトボール協会があるんですけど、ああいう選手を見て、子どもたちがやろう、かつて講座で中学だとか、中学生もすごい一時期強い時期があったのを私も知っております。やはり選手たちはみんなそういったところを見て憧れて、昔北京オリンピックで金メダルを取った上野選手だとか、ああいう人たちの夢をやっぱり子どもたちにあげたいから、もうちょっと考えて、華やかな形で、片面で女子、男子の体感をできたら、こんな素晴らしい事業はないかなと。今回無理だったら、来年以降でも継続的にやっぱり地元には西三河は、日本全国でもソフトボールの有名な地になっておりますので、ぜひそうした機会を十分使って、子どもの夢をかなえていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 こども課長。

こども課長 グラウンドにつきましては、すみません、しっかり覚えていないところはあるんですけど、片面じゃなく全面では押さえていただいて、イベントができたかなというふうには思っております。また、プロのいいプレーを見て、刺激を受けてほしいということ。僕も中学のとき、中学のソフトボール部の女子の子たちがすごい強かったな

っていう思い出がありますので、参考の意見として今後に生かしたらと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 すみません、予算書の87ページの、失礼しました。91ページ、児童クラブ運営委託業務のことでお聞きをいたします。放課後児童クラブ15クラブの中で3クラブが民間委託をされているわけですが、委託業者名についてお尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 民間委託をしておる業者名、株式会社ホームメックスとなります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 幸田町で初めて民間委託導入をしたホームメックスさんに引き続き3クラブを委託をされているということでございますけれども、当初1クラブを委託をしたときには、1,000万もいかなかったと、そういうことで、今回は前年度に引き続き3クラブを委託をするわけでありまして、この3クラブの委託料が5,641万6,000円ということになっております。1クラブにいたしますと、1,800万、約1,900万ぐらいになるわけでございます。非常に値上がりをしているというのが実感でございますが、実際今年度幸田町で直営で全てやった場合、ここまではいかないわけではございます。やはり常勤配置とか、そういういろんな保育士の支援員の確保とかしながらやっていけば、ここまでいかないわけではございますけれども、そうした支援員の確保をしながら直営でやっていく考えについて、伺いたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 放課後児童クラブの民営化についての御質問かと思います。委託の費用につきましては、時代の流れで、登園システムと言いますか、幼稚園と同じようなシステムを導入することによって、その費用のほうがかさんできているということで、前年よりも増えているという状況はございます。今後につきましては、委員おっしゃった常勤の職員の課題もあります。町のほうですと、募集をしてはおるんですけれども、なかなか来ていただけない。ブロック長という方々の立場もお願いしておるんですけれども、なかなか小学校の教員の方でお願いしておるところなんですけれども、なかなか手がなくて、高齢化しているという状況もあります。町としては採用のほうになかなか苦戦しているところがありますので、民間のほうでは独自のネットワークも持っておりまして、その辺は問題なく人が集めてくれますし、常勤の職員という話でいきますと、常任という形で民間のホームメックスのほうは立てていただき、全体を通して見ていただくような体制もとれておりますので、私どもの評価としては非常に評価できていると思っております。また、グレーのちょっと配慮が必要なお子さんがいらっしゃるんですけれども、その対応についても、粘り強くやっておりますので、お願いしている民間委託業者さんとしてはいい業者さんかなとは思っておりますので、その辺踏まえまして、来年度、民間委託拡大に向けては考えていきたいとは思っております。よろしく願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 議会の方ほうで視察をしてまいったわけでありすけれども、直営の部分と民間委託の部分と両方見させていただいてきました。そのときに、感じたことは民間でやられているところは、テレビを全員に見せていたというようなことで、それをたまたまそういう場面だったかもしれません。しかしながら、やはりそうした対応もあるということからすれば、直営で一生懸命支援員の方がいろんなことを取り上げながら、やってみえるということからすると、保育の質と言いますか、そういうことに違いも出てくるわけでございます。委託料になりますと、かなり高額になってまいります。民間がなぜ集めてこられるのかというと、それは待遇の問題かというふうに思います。幸田町でもパートで短時間勤務だけでやっていけば、これは応募がないわけで、集められないわけでありす。ですので、そうした待遇改善をしながら、そして若い方が引き続き、長期的にそこで働き続けられる職場、そういうような体制作りをしていけば、これは長く働けられる職場になってまいりますので、集まってくるという状況かというふうに思いますので、その辺のところをきちんと精査しながら、直営に戻して待遇改善を進めるべきではなかろうかと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上です。

委員長 こども課長。

こども課長 貴重な御意見ありがとうございます。いろいろ考えながら進めさせていただきたいとは思っております。待遇改善につきましては、今年度若干ではありますが、早朝の時間帯、夕方の時間帯、単価を上げさせていただいておりますので、そちらの声を聞いたりしながら、あと民間のほうのことも検討しながら考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

ないようでありますので、ここで昼休憩といたします。

そして、住民こども部及び健康福祉部の部課長はこれで退席となります。

そして、午後1時から、環境経済部及び建設部の部課長の出席を求めます。以上です。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは引き続き、第22号議案、令和6年度幸田町一般会計予算の環境経済部及び建設部並びに下水道課の所管における歳入歳出についての質疑を許します。

9番、都築君。

9番都築幸夫君 それでは質問させていただきます。当初予算概要の22ページ、総務一般事業であります。新規事業でありますけれども、特定外来物防除等対策業務66万円、これについての質問であります。特定外来物とは具体的に何のことか、これについて伺いいたします。

委員長 SDGs担当課長。

SDGs担当課長 委員お尋ねの特定外来生物防除等対策業務における特定外来生物につきましては、外来生物は海外起源の外来種であって、生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から、環境省が指定をする

ものでありまして、本事業の対象としては、具体的にはアライグマを対象としているものでございます。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。アライグマが対象ということでございます。この事業の目的ですけども、内容について教えていただきたいと思います。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 事業の目的と内容でございます。本事業は特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律に基づきまして、地域の生態系及び生活環境への被害を防止するとともに、本町の特定外来生物の捕獲調査を行うことを目的として実施をするものでございます。生活環境への被害が特に顕著とされる地域、具体的には市街地において、特定のエリア内で複数の住宅等で被害が集中的にあった場合におきまして、地元の行政区の御協力のもと、アライグマに対する捕獲調査を害獣駆除等の専門業者で構成される愛知県ペストコントロール協会へ委託して実施をするものでございます。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。この事業で、新規事業として今回取り上げたわけでありまして、その経緯について伺いたいと思います。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 新規事業と取り上げた経緯といたしましては、今年度幸田区内の複数の住宅におきまして、アライグマによる被害のほうが相次いでおりまして、施行的に8月の22日から9月の29日までの期間に、幸田区内の住宅等3地点に、地元の区長さんと地域住民様との立会いと御協力の下に捕獲檻のほうを設置をいたしました。その結果、調査期間中、アライグマの成獣合計4頭が捕獲のほうをされまして、町内の市街地におけるアライグマの繁殖と定着が確認のほうをされた次第です。そこで、令和6年度も本町におけるアライグマの繁殖定着を抑制するために、防除の要請が地元行政区のほうから寄せられた場合には、捕獲調査業務をペストコントロール協会に委託のほうをしまして、特定外来生物防除施策として捕獲業務のほうを実施することとした次第です。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。私、今回幸田区内のアライグマの駆除ということだったようでございますけども、本事業の対象がアライグマということではあったんですが、実は私が住んでる岩堀に住んでいるんですが、アライグマとかハクビシン、それとキツネが住んでいるという。そういったことで非常に今困っているという情報がございます。アライグマは畑の作物を食い荒らしたりというようなことが実際に起こっております。本事業の対象をアライグマということですけども、こういったハクビシンとか、キツネ、こういったものへの小動物対象の拡大というのはどうなんでしょうか、この辺について考えをお伺いしたいと思います。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 今年度の予算措置といたしましては、66万円で1地区分の計上となっております。環境課でも、住宅街でのアライグマの目撃情報をいただいております。そのほかの動物等についても、ハクビシンなどについては特定外来生物ではありませんの

で、ハクビシンのみをもつての対応ということはできませんけれども、アライグマと同じタイミングで捕獲器を設置する際に、町のほうの許可申請の中にハクビシンを含める形によって、捕獲については対応が可能なものと考えております。ちょっとキツネについては、捕獲器の大きさがちょっとキツネに合わないものですから、キツネについては難しいかと思うんですけれども、ハクビシンについては捕獲のほうの対応がアライグマと同時で可能ではないかと考えております。今後も町のほうでニーズのほうを把握しながら、令和6年度以降においても、一定の予算額を確保して継続していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。こういったまだまだこういったニーズ、結構私の住んでいるところ以外にも何かあるという話も聞いております。今後もこの事業を継続していただけるように、お願いしたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。24ページ、当初予算概要24ページの林業振興一般で、これも新規事業でございます。森林整備設計等業務435万円、これについての質問でございます。森林整備等は、こういった整備、こういった整備を指すのでしょうか。お伺いします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 森林整備設計等業務435万円についてであります。森林整備ここに示す森林整備については、計画的に推し進める全体的な森林に関する整備と、その管理を示すものであります。森林の適切な保全と整備を促進を図るため、ここでは林道整備を初め、森林の保全管理に伴う必要な設計調査業務を計上しているものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 林道整備や森林の保全管理に伴う整備ということですが、具体的にどんな業務内容なのかお伺いします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 業務内容につきましては、林道整備を目的とした令和6年度に予定しています久保田地内の林道一之小屋線の舗装工事に対する設計業務280万円、それと林道の林道施設の適切な維持管理を目的とする橋梁点検75万円、森林所有者に適正な管理を促すため、森林経営管理制度を活用したモデル地区の管理計画をまとめる意向調査業務80万円を予定しており、合わせて435万円となるものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。事業内容は、基本的には林道の整備、そしてそれと、林道施設の橋梁の点検というのもありありますが、森林の地区の管理を進めるための意向調査業務と、この基本的にはこの二つであるということで理解しました。事業の成果目標を教えてくださいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 成果目標についてであります。林道整備に係る設計業務につきましては、6年度実施される工事に対する実施完了を目標としております。橋梁点検につきましては、林道施設として橋梁1カ所ですが、5年に一度の定期点検を実施しております。前は、

令和元年度に実施されたものでありますけれども、5年も経ち、令和6年度に点検を行い、点検結果に応じた対策を講じていくこととしております。意向調査業務につきましては、市民が適正な管理を促進するため実施する対象地区の所有者、管理者に混合における森林の間伐などか手入れなどを所有者自身で管理が可能かどうか、そういった管理委託の意向があるかなどを調査し、適正な管理を促進されるよう、つなげることを目標としております。これにつきましては、森林経営管理制度を活用するものであって、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業事業者とつなぐことの仕組みの中で実施されるものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。今回のこの事業で、森林の適正な管理のための意向調査ということがされるわけでありまして、幸田町の山林は山林所有者の世代交代や、あるいはあと高齢化、所有者の高齢化等によりまして、ほとんどの山が放置されているとか、野放しに管理されていないような状態になっているのが現状であります。山林がこういった放置されたままではなくて、何らかの形で山林が手入れされて、管理されていくようにしていく必要があるのじゃないかなと、こういうことが必要かなと思うわけですが、その辺について考えをお伺いしたいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 委員おっしゃるとおり、今現在の山林の中で課題とされている高齢化等によって、なかなか手入れが行き届かないような状況を耳にします。竹とかが繁茂して、荒廃し苦慮している状況も聞くところであります。実際原則としては、山林所有者の方が適正に管理していくことがお願いするところでありまして、なかなか行き届かないという状況と認識しております。そういった中で、そういった管理をしていただくように周知していただくとともに、今回そういった制度を活用した指定のモデル地区を実施することによって、今後は検証しながら、そういった広がりも含めてですけども、考えていきたいと思っています。日常、通常では、そういった管理できる林業者の紹介やそういった相談ができるような体制づくりも今後研究していきたいというふうに考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 この事業を進めていただきまして、本当に今言われたように、適正に本町の森林が適正に管理できるようになるように、よろしくお伺いしたいと思います。

次の質問いきます。次は、当初予算概要28ページ、公園一般事業についての質問でありまして、新規事業で、公園施設長寿命化計画更新業務1,600万円、これについての質問であります。公園施設長寿命化計画更新業務、これはどんな内容でしょうか。教えてください。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われます公園施設長寿命化計画更新業務の内容ということでありまして、この計画とは、本庁が管理しております公園の遊具や施設におきまして、公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコストの縮減の視点から、適正な施設点検や維持管理等の予防、保全管理を行いまして、施設の長寿命化対策及び計画的な修繕、改築更新を行

うことを目的として実施をするものであります。なお、計画の策定に際しましては、国土交通省が策定しております公園施設長寿命化計画策定指針に定められた項目に準じて、実施をしていくものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 国の公園施設長寿命化計画策定指針に準じて行うということで理解いたしました。では、この寿命化計画とはどのくらいのスパンで考えて計画するものなのでしょうか。お伺いします。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 本町の公園施設長寿命化計画につきましては、平成27年から令和6年までの10年計画で実施をしているところであります。計画期間が令和6年度において終了となることから、改めて令和7年から令和16年度までの長寿命化計画を立てるものであります。なお、長寿命化計画更新業務で新規ということになっておるわけではありますが、先ほど言いましたとおり、前回の計上から10年経っておるというところで、新規計上として上げているものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。新規事業となっておるわけですが、10年単位で実施しているということを理解しました。この業務における対象となる公園、これはどの公園になるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 どの公園が対象かなというところであります。トイレ始めベンチや遊具、また東屋などの施設がある公園の長寿命化が対象となっております。具体的には、幸田中央公園を始め彦左公園や幸田公園など公園数としましては、公園施設のある40公園が対象となっているものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。町民の皆さんが利用される公園でございます。いつも安心・安全で利用できるように、しっかりと計画策定をお願いしまして、次の質問にいきます。

中央公園の同じく公園の整備の関係でございまして、28ページ、同じく新規事業でございます。幸田中央公園の再整備計画中間見直し業務800万円についてでございます。幸田中央公園再整備計画中間見直し業務というのはどんな内容でしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 ありがとうございます。町民の皆さんの憩いの場として、いつまでも安心できるよう、公園施設長寿命化計画更新業務計画策定を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、次の質問になります。幸田中央公園再整備計画につきましては、平成30年度に再整備方針を立てまして、令和元年度から令和9年度までの9年間の整備計画方針で順次進めておるところであります。令和5年度から公園整備工事に対しまして、国の社会資本整備交付金で対応できることになりましたので、より正確な申請において、より正確な計画案が求められているものであります。しかしながら、平成時代に、整備計

画されたものでありますと、計画と実用には実際には齟齬が生まれてきていることも事実であります。どのような計画においても、中長期的な計画においては、中間見直しというのが必要になるかなというふうに思っております。中央公園の整備も折り返し地点にきております。ここで中間見直しをかけまして、現在の令和時代に合った公園を目指すため、より精度の高い実情に合った計画設計を行っていくものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 ありがとうございます。よく分かりました。公園整備については、令和4年度にグラウンドの外周にゴムチップを舗装をしていただいて、それと、フットライトが整備されて、大変私も公園でジョギングしたりなんかして、利用者として大変嬉しく思っております。公園利用者も本当にたくさん今利用されているようでございます。そしてまた、令和5年度には現在工事中である今休憩施設のシェルターですか、屋根を工事を行っております。そして、自転車置き場など、これから作られるということで、整備が今進められております。あと、令和6年度以降は、どのように整備が残っているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 現在の計画では、翌年度、来年度、令和6年度に計画をされておりますインクルーシブ遊具などの設置に始まりまして、防災機能の充実としまして、ソーラー灯やかまどベンチの設置、また令和7年度以降の整備計画につきましては、ツツジ会館の活用整備や公園内の主園路改修工事、あと公園の外周の囲障柵になりますか、こちらのほうやあと公園内の植栽の改修、また水辺エリアなどの修景施設の改修などが残っております。なお、先ほど言いましたとおり、これは平成時代に計画をされたものでありますので、今回の再整備計画中間見直し業務で精査をいたしまして、令和時代に合った計画としていきたいため、一部変更や追加など、場合によっては、計画整備期間の修正も含めまして進めていきたいというふうに考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 今後の整備計画の説明ありがとうございます。確認ですけれども、今言われました令和6年度の計画されているというインクルーシブ遊具などの設置、それから防災機能の充実として、ソーラー灯やかまどベンチ等の設置と今説明がありましたけれども、これは当初予算概要28ページにあります中央公園整備幸田中央公園整備工事費という、これは28ページ、こういった事業がありますけれども、この事業に当たるのでしょうか。その辺についてお伺いします。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われますとおり、令和6年度の幸田中央公園整備工事費としまして、障害者も健常者と一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具などの設置や、また災害支援拠点施設候補地にもなっております幸田中央公園の防災機能の充実としまして、ソーラー灯やかまどベンチの設置を行っていくものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 了解いたしました。令和6年度の計画と、それから今後の整備計画についての考え方がよく分かりました。まだ計画半ばということでもあります。令和時代に合っ

た幸田町らしい公園になるように、整備計画の見直しをお願いしまして、私の質問を終わります。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 ありがとうございます。町民の皆さんが利用しやすく、またいつでも行きたくなるような中央公園となるように進めていきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 それでは、私のほうから3点ばかりお聞きしたいと思います。予算書及び説明書の99ページですけども、一般廃棄物最終処分場運営管理費というところで、施設維持管理事業、それから水処理事業、陶磁器、ガラス埋立事業と3点あるんですけども、この3点ともそんなたくさん増えたわけじゃないんですけども、全部増額になっているわけですけども、この増額した理由は何かあるのでしょうか。お聞きします。

委員長 環境課長。

環境課長 3事業の増額の理由についてというところであります。施設維持管理事業につきましては、主に光熱水費の増額を見込んでおる内容であります。浸出水処理事業につきましては、主に機器の点検や施設巡回にかかる経費としての人件費の増額を見込んだものであります。3番目の陶磁器、ガラス埋立事業につきましては、保管量や現場管理費、これも人件費になるわけですけども、こちらの増額によるものであります。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 やつとすることは10年以上同じことをやっていると思うんですけども、だんだんとやっぱり人件費などが重なってきたのかな。それから、光熱費もですけど。かさんできたのかなと思いますけども。埋立て用の廃材が一部リサイクルされて、だんだん埋立てる廃材が減ってきたというふうに聞いておりますけども、今後もこういった陶磁器だとか、プラスチックだとか、何かをリサイクルするような考え、そういった予定というか、誰かが使いたいとか、そういったものがあるのかどうかお聞きします。

委員長 環境課長。

環境課長 リサイクルについてであります。分別収集におきまして、生きビン及びその他ビンとして収集しているものにつきましては、それぞれで再利用、リユース、またはリサイクル、再資源化をしております。この処理、リサイクルの方法につきましては、今後も継続してまいります。生きビンについては洗浄して再利用、その他ビンにつきましては粉碎され、カレットという原材料になりまして、幅広くガラス製品に用いられております。以上です。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 これからもどんどんリサイクルが進んでいくといいかなと思います。それで、埋立ても来週か、再来週も3回目、今年度の3回目があると思いますけども、例えば、年3回を1回でやっちゃうとか、そういったことはできるのかどうか、ちょっとお聞きします。

委員長 環境課長。

環境課長 埋立て回数を年3回を1回にするということでありまして。現在、陶磁器、ガラス

を中間処理を委託しております事業者において確認したところ、今以上の保管場所の確保が難しく、現状が精一杯であることを確認いたしました。今後は委員の御意見を参考にさせていただきまして、保管場所の拡張の可能性や回数を減らすことによる全体としての経費の増減、費用対効果についても検討して、研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 よろしくお願ひします。それで、廃棄物が減ってきたために、今も・・・の最終処分場の埋立てが大分先延ばしになっちゃって、ずっと延びているわけですが、仮にもし全部埋まっちゃった場合、変わりの場所の構想があるのか、あるいはもしなかった場合、岡崎とか西尾に持っていくとか、そんなような構想があるのでしょうか、お聞きます。

委員長 環境課長。

環境課長 埋立ての計画は平成19年7月1日から延長していただきまして、させていただきまして、令和19年3月31日までとしております。令和5年度は17年目に入っております。全体で30年の計画であります。その中で、埋立ての実績といたしましては、埋立て容量4,000立米に対して、4月末は今現在で5年度の見込み値で2,170立米、54.25%になる見込みを今年度末でなることを見込んでおります。あくまでも推計値ですが、そういう状況にあります。委員御質問のごめんなさい、最終処分場の埋立てが完了した後の処分方法であります。現時点におきましては、その方針として確定したものはありませんが、町内にまた同様の施設を作るとは新たな負担を生み出すことになります。建設費ですとか、ランニングコストももちろんですが、その土地を提供していただく、住民の皆さん、町民の方の御負担もありますので、今現在一つの方法として考えられるのが、県内以外の最終処分場に処理を委託いたしまして、町内に施設を作らずに、専門業者、最終処分場の業者に委託をするというようなことも、引き続き調査、検討をしてまいりたいと考えております。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 既に埋まるとの予定が、令和19年まで先延ばしということで、本当令和19年で本当に埋まるのかなという心配もありますけれども、またそうなった場合には、よろしくお願いいたします。

次に、予算書及び説明書の103ページですが、農業振興一般事業という中に、昨年まであった緑のふるさと協力隊事業というのがなくなっちゃったんですが、さっき廃棄物のほうでお金が増えたので、こっちを削ったということはないと思いますけれども、廃止した理由とかあればお聞きます。

委員長 議長産業振興課長。

産業振興課長 緑のふるさと協力隊の計上についてであります。緑のふるさと協力隊、令和3年度から実施をさせていただいて、令和3から令和5年の3カ年を一つ事業期間としてやってきておりました。緑のふるさと協力隊につきましては、こういった農山村の活動、暮らしに関心を持つ若者をつなげるプロジェクトでありまして、実際に来ていただいた隊員の方に幸田をいろんな形で知っていただいて、活動していただいて、そういった

幸田の魅力も逆に発信をしていただくという形で取組んでまいりました。一つ3年ということで、ここで一つきりにしたわけですが、またそういったプログラム活用自体は、今後いろいろな形で検討していくものですが、緑のふるさと協力については一つ3年の期間を区切りにさせていただいたところでもあります。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 3年間やっていただいたんですけども、私も3年間ずっと彼らとお付き合いをして、先日3月9日にも里山の整備活動に来てくれまして、今日で終わりだということで帰られましたけども、本当にちょっと残念な、今まで一般質問でもずっと続けてくれたとか、もっと人を増やしてくれといったようなこともあると思いますけども、やっぱりこれで東京に帰って、今度向こうで報告書を書いたりなんかするわけですが、そういったときにやっぱり幸田町のPRということで、絶対に役に立っているのかなと思ったんですけども、この3年間でやった幸田町としての効果というのはどの程度見ておられますか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 効果ということでもあります。ちょっと総括という面では全てをちょっと言い表せないところもあります。数値的にも言い表せないところありますが、実際活動した隊員のお話を3人の実施した活動を私も耳にする中では、いろんな活動を通して、町のイベント、農業含め、里山活動、いろんなイベント、文化、本町に触れていただいたものをしっかりと東京戻っても発信をしていただいて、これからの隊員の活動の中で生かしていただいて、またそこに幸田町というものをしっかりと宣伝していただくというか、魅力を伝えていただくというところは、実績の中では聞いておるところであります。そこが、実際数字だとか、効果がこういうことが出たというののしっかりと見えなところもありますけども、実際そういう入っていただいた活動した場所の皆さんの声を聞きますと、そういった若い隊員が活動したことによって、少しでもいろんな意味で、問題意識だとか、意識が少し変わってくるものがあつたりとか、そういったものを聞くことも、実際幸田町の一つ農業の発展とか、いろんな各場所での活動の前進に寄与したものかなというふうには考えております。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 先ほどちょっとお答えになったかもしれませんが、復活させることもあるかもしれないということでよろしいでしょうか。例えば、向こうのホームの地球緑化センターだとか、何かの考え等もあるかもしれませんが、またいつか復活していただけることもあるということでよろしいでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 現在すみません、今の現時点では、復活というところは申し上げられないところでもあります。また、いろんなそういう国の制度というか、そういった町の活性化をねらうそういう制度の活用という面では研究をして、そういった本町のいろんな取組の中で、産業課所管の部分の中でもどういった形でできるかは研究して、そういった活用を考えていきたいというふうに思っています。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 ぜひ復活を期待しております。

次にいきます。予算書及び説明書の119ページですけども、そこでちょっと下のほうですけども、危険空き家対策解体促進補助金というのがあるんですけども、例えばこれは解体希望者が申請すると、幾らか出るという補助金なのでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われます危険空き家解体促進補助金であります。この補助金は、令和5年度本年度から始めている補助金であります。まず補助金の目的であります、所有する危険な空き家を除去する方に対しまして、幸田町空き家解体工事費補助金を交付することにより、安全及び安心な生活及び良好な生活環境を確保することを目的としています。そこで解体希望者が申請すれば、補助金が出るのかという問いであります、この補助金には申請条件というのがありまして、まずは老朽化した危険な空き家、1年以上使用していない空き家ということになります。この解体工事が対象となるもので、あと床面積の2分の1以上が居住の用に寄与されているものであることと、あと木造住宅であることとなっております。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 例えば補助金は幾らか出るのかということになんですけども、例えば解体規模の大きさですか、それで変わるんでしょうか。例えば、またこの補助金というのは、もらえるだけで返す必要はないという補助金なんでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われました補助金の額であります、補助実際の工事を要する費用の5分の4以内として、上限を30万円としているものであります。補助金は返す必要があるのかなのかという、補助金ですので、これは渡したままということになります。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 上限30万円ということで、1軒を潰そうと思うと300万から400万ぐらいかかるんですけど。本当一部かなというふうな感じがしますけども、これはこれでまたただけるってということで、またこれからそういったところに使っていけばいいかなと思っておりますけども、ここで問題じゃないですけども、危険家屋と倉庫などが近くにあって困っている人がおるんです。いつ倒れるか分からないということで、住人に申出ても、相手してくれん、改善してもらえないというようなことがあるんですけども、こういった場合は、行政で指導してもらえるのか、またこのような案件で行政指導したことは何件かあるんですか、お聞きします。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 まず先ほどの金額で、実際300万とも500万とも解体するのにお金がかかるというところで、30万ではどうかなという意見でもあるかなと思うんですけど、近隣ですと岡崎市が10万円、蒲郡市は20万円ということになっております。西尾市はこの補助金はないというふうに確認をしております。ですので、30万というのはどうなのかなというところもあるんですけど、本町は木造住宅の耐震減災メニューというのがありまして、この中の除去工事補助というのも30万円で行っておるので、同額として30万円とさせてもらっておるというところでもあります。

それから、空き家や倉庫などがあって、壊れそうで困っているの、申出ても改善してもらえないので、行政で何かしてくれないかという質問かなというふうに思います。空き家の状況というのがどういうふうな現状になっているかというので変わってくるかなというふうに思うわけですが、一般論で申しますと、道路沿いの家屋が倒壊しそうな場合というのは、道路管理者と対応を協議しながら進めていくことになるかというふうに思います。あと、民民の場合には、行政の対応というのが実際には難しい場合があります。町による代執行というのはおいそれといかないわけですが、所有者への働きかけはこちらのほうでしていきたいなというふうには考えております。

すみません、あともう1個ありました。このような案件で、行政指導したことがどのくらいあるのかという質問があったかと思います。指導数の把握というのはしていないわけですが、その都度状況を確認しまして、所有者へ手紙を出して、一度役場にお電話いただくよう促しております。それで改善をお願いしていく。なかなか電話番号っていうのがこちらでは分からない。住所しか分からないというところで、まずは第一最初に手紙を出してからスタートということで、こちら改善に努めていくことをやっておるものであります。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 例えば今、東京、関東地方は今強風で今日もテレビでやとったんですけども、「飛散してくるものに注意」なんて言って、ニュースでやとったんですけども、こういった本当にちょっと間違えれば、強風などで瓦や板塀が飛んできて、隣のうちに落ちたり、車に当たったり、通りかかった人に当たったりする恐れがあるんですけども、こういった場合、例えば行政指導に入ったら、行政側が何らかの責任を取るとか、誰が責任取るのかなということなんですけども、どうでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 保障の問題かなというふうに思います。補償の問題は、基本的に行政では行うことというのはできませんので、実際は保証会社のほうに委ねるものとなるわけですが、実際にはケースバイケースでありまして、行政が指導していた場合とか、加害者側にどの程度の認識があったかというところと、空き家の状況がどの程度だったのかなとか、いろんな状況が複雑に絡んでくるかなというふうに思います。どの程度可否があったかななどにより、補償というのが決まってくるのかなというふうに考えております。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 私に相談に来た人は、私の近くの人ではなくて、よその区の人なんですけども、またその関係の議員さんとか、区長さんにその家に行ってもらって、何とかしてもらいたいなと思ってるんですけども、本当に能登半島の地震じゃないですけど、地震が来たら潰れそうな倉庫なんです。昔の農機具なのか、農機具倉庫なのか分かりませんが、そういったのをそのまま放置しているのが、本当に放置していいのかどうかですけど、何の行政指導もないから、地元からの働きかけもないということで、本当に近くに住んでいる人が、今日も風が強いんですけども、なんか板塀が飛んでこないとか、そういったことがあるので、なんとかしてあげたいなと思ってるんですけども、聞

く耳を持たないということで、なかなか難しいところはあるかもしれませんが、もし、大きな地震や台風で潰れた場合は、これは何の落ち度もなくなっちゃうんですね。きっと激甚災害ということで、自然災害で潰れちゃったということで、本当に周りの人が損を被るだけということになっちゃうのかなというふうに思いますけども、そういったことのないように何らかの働きかけをしてあげたいんですけども、何かいい策はあるでしょうか。最後の質問です。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 これも自然災害で同じような被害、隣の家被害が出たりというところもあるかなというところは思うんですが、一般論で申しますと、自然災害のときは、委員言われますとおり、空き家側というのは加害者にならないというところであります。言えるならば、加害者というのは自然災害というふうになるのかなと思います。被害者側は被害者側の保障の保険の修繕対応というふうになってくるわけであります。実際に、ですので、隣が被害を被って、何て言いましょうか、損をしてしまう、自然災害にはやられ損という表現が適切かどうか分かりませんが、そういうものになってしまうものであります。そうならないように、先ほども申しましたが、危険空き家と分かったときには、区長さん等々、議員さん等をお願いされる方もおるかと思えます。こちらの都市計画のほうに一度相談をいただいて、空き家はこちらから手紙を出して進めていければいいかなというふうに思っておりますので、その部分においては、また御相談をいただければというふうに考えております。

委員長 ここで途中ではありますが、10分間と休憩いたします。

休憩	午前	1時49分
再開	午後	1時59分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 予算書の94、95ページでございます。新エネルギーシステム設置費補助金について説明と、それから説明の内容を資料として出していただきたいということであります。

それから、公共施設再エネ導入ポテンシャル調査委託についてであります。これは議案説明会資料の中に載っているわけでありますけれども、1,100万円について、かなりお高いようでございますけれども、内容について、どこに委託をするのかということで説明がいただきたいと思えます。

委員長 SDG担当課長。

SDG担当課長 新エネルギーの資料につきましては、こちらのほうでまた後ほど御提出をさせていただきます。続いて、公共施設再エネ導入のポテンシャルの調査業務でございます。こちらの事業の内容につきましては、公共施設への円滑な再生エネルギーの導入を図るために、公共施設の構造計算書だとか、設計図書を基に専門的な知見を基にポテンシャル調査を行うための事業でございます。委託先につきましては、そのような構造計算書等を読み解くことのできるコンサルの方に委託をする予定であります。お願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 すみません、説明が悪かったと思いますが、新エネルギーシステム設置費補助金ですけれども、これがどれぐらいと言いますか、何種類あるのか、口頭で説明がいただきたいわけであります。それから、公共施設再エネ導入ポテンシャル調査委託なんですけれども、再生可能エネルギー情報提供システムということで、ちょっと調べますと、リーポスというところが何かそのような事業を行っているようでございますけれども、そうした委託をする委託先は幾つかそうした専門業者があるということなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 大変失礼いたしました。まず新エネルギーシステム補助金につきましては、一般家庭用に新エネルギーシステムを設置される方に対して、補助金のほうを交付するものでございます。メニューにしましては、単独設置としまして、エネファーム、蓄電池、家庭用エネルギー管理システム、電気自動車等の充給電設備V2Hと呼ばれるものですが、あと太陽熱の利用システム2種類の単独設置について計6種類の補助メニューがございます。さらに、一体的導入としまして、住宅用の太陽光発電設備とエネルギー管理システム、蓄電池の組合せで一つ、もう一つが太陽光発電施設と、エネルギーの管理システム、あと高性能外皮を組合せたZEHと呼ばれるもので1種類、さらに同じく住宅用の太陽光発電施設とエネルギー管理システム、あと電気自動車等の充給電設備V2Hの組合せ、もう一つが住宅用太陽光発電施設とエネルギー管理システム、あと断熱窓の改修工事の組合せで1種類、最後は住宅用の太陽光発電施設と、太陽光発電連動機能付きのエコキュート。こちらのほうで一体的導入で5種類、計11種類の補助メニューのほうがございます。

次に、再エネのポテンシャル業務のことにつきましては、先ほど委員が言われたリーポスと呼ばれるものにつきましては、こちらは地域、幸田町をエリアとして見た場合に、どのような発電方法が適しているのか、例えば地中熱の利用であったり、風力であったり、住宅地が多ければ太陽光発電といったポテンシャル等を表示するものでありまして、今回私どもで実施するものは個々の公共施設の建物を対象に、どの程度のパネルを載せることができるのかといった調査になりますので、リーポスとは若干内容が異なるものとなりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ポテンシャル調査につきまして分かりました。そこで、新エネルギーシステムについてでありますけれども、前々から言っておりますけれども、一般家庭用の太陽光発電システムの設置につきましては、蓄電池とセットとか、先ほども説明がありましたけれども、太陽光発電システムと同時に、もう一つの組合せでないとなかなか補助が受けられないわけであります。以前は、単独補助ということでしたと設置をしてきたわけであります。そうした点で、一般家庭が導入しやすいように、単独でのやはり設置についての補助金のメニューというのも、やっぱりこれは促進をしていくべきではないかと思うんですけれども、その辺について、もうそういう考えは全くないということなんでしょうか。それとも、やはりこの事業を進める上で、再生可能エネルギーを拡大

していくためにも、太陽光発電設備の単独設置補助にぜひ取り組んでいただきたいというのがありますけれども、そのお考えをお聞きをいたします。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 委員御質問の新エネルギーシステム設置補助金の太陽光パネルの単独補助の復活ということでございますが、太陽光発電システムの単独補助につきましては本町では普及促進の目的をある程度果たしたとして、平成28年度をもって廃止のほうをしております。愛知県につきましても、太陽光パネルの単独補助につきましては、平成30年度に既に廃止のほうをされている状況でございます。現状では、家庭での効率的なエネルギーの使用を促すトータルシステム、一体的な導入としての補助のほうが進められておりまして、特に電力の自家消費、災害時におけるレジリエンスの向上を促すために太陽光発電システムプラスエネルギー管理システム、あと蓄電池の組合せの一体的導入や蓄電池単体への補助、愛知県のほうとしては拡充を検討しているという話のほうをお聞きしております。本町も、愛知県から4分の1の補助をいただいて、協調補助実施をする立場から、今後もパネルの単独設置ではなく、太陽光パネルプラスアルファとしての一体的導入への補助の継続と拡充を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。次に、96、98ページであります。資源循環型マットレス購入補助金について伺いたいと思います。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 新エネルギーシステムの設置費補助金につきましては、本町の民生部門における強力な働きかけのツールとなるものでございます。今後も継続して補助の拡充に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 環境課長。

環境課長 資源循環型マットレス購入費補助金についてであります。新規事業であります。

端的に申し上げますと、水平リサイクル可能なマットレスを購入した方に購入費の一部を補助するというものであります。水平リサイクルは廃棄物、この場合はマットレスが元の製品と同じ用途にリサイクルするものです。そうしたことから、廃棄物の資源化によるゴミの減量、それから二酸化炭素の排出量の減少につながるものと考えておりますので、それを目的に実施するものということであります。お願いします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 そうしますと、水平リサイクル可能なマットレスにつきましては、どのメーカーのものを買っても、それは補助対象とするというものなんでしょうか。いろんな製品が出ております。そうした点から言いますと、この補助金が幾らかということと、それから何人分かっていうこともお答えください。

委員長 環境課長。

環境課長 製品につきましては、本町に所在しますエアウィーヴ社のものが水平リサイクルできるというお話をいただきまして、この事業と一緒に水平リサイクルを実施することで連携をすることを検討しております。

また、補助金につきましては、1件当たり上限3万円を考慮しておりまして、概算ですが、省エネ家電の購入費補助金の事業を参考にいたしまして、全体で100件、3万円掛ける100件の300万円というふうに計上させていただいております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 令和5年度に省エネ家電の補助金を非常に住民の方に好評でありました。

これは地球温暖化対策、再生可能エネルギーの導入、いわゆる地球温暖化に対応するようなことで、各家庭の関心も高く、そしてまた支援ということもあり、非常に好評だったわけであります。そうした意味でいくと、私は引き続きこうした事業というのを、取組んでいただきたいなというふうに思うわけですが、まずは地球温暖化が先の取組じゃないかなというふうに思うんですけど、これは私の自説といたしまして、資源循環型マットレス、エアウィーヴ社の応援もあり、また町内企業ということもあり、こうした点での促進を図るっていうのは否定はしませんけれども、しかしながら、高額なマットレスを買って、それがどれぐらいの耐用年数があるのかと。一気に買えば、また一気にこれがゴミとなる。それは再資源なものですから、資源化されるわけでありますけれども、そうした点におきまして、この製品の耐用年数はどれぐらいなのかお尋ねしたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 対応年数についてであります。耐用年数については、一律にいつまでというふうなものはないかと思っておりますけども、いろいろな資料を読んでおりますと、6年から10年とか、それ以上というような記載を見て確認しております。水平リサイクル、マットレスのということで、気の長い話になるわけではありますけども、やはりそういった取組を今から始めて10年後、15年後に、そうしたゴミがなくなって、燃やすゴミがなくなって、資源化に取り組んでおると。水平リサイクルは、リサイクルの中でも最上級のリサイクルで、新たに石油を輸入しなくてもいいとか、そうした産油国、採掘の負担ですとか、輸送コストですとか、そういうことにも大きい意味ではかかってくると思います。そういったところでも、実施して取組んでまいりたいというところであります。よろしくお願いします。

1委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。今回100人分の補助を新たに新規事業として取組ということで、理解をするものであります。

次に、公害調査事業の中でお尋ねしたいと思います。幸田町では、ピーファス地下水調査汚染が発覚をしたわけでございますけれども、このようなやはり地下水汚染の実態調査をやっぱりしていくべきではないかというふうに思うわけであります。そこで、こうした環境調査の中でやっていく考えについてお尋ねしたいと思います。

委員長 SDGs担当課長。

SDGs担当課長 委員お尋ねの公害調査事業の地下水調査において、ピーファスの調査ということでございます。ピーファスにつきましては、現在環境省では、水質環境基準項目とはなっておらず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目というものに位置づけられておりますが、昨年12月のWHOのピーフォス、ピーフォアの発

がん性の評価の引上げに伴い、国でも環境基準の見直しの議論が進むのではないかと
いう報道のほうもなされているところでございます。本町といたしましては、現時点にお
いて、直ちに本町の水質環境調査の項目としてピーファスを追加するという考えではお
りませんが、今後県による地下水調査の結果のほうを注視しながら、必要に応じて県に
調査地点の拡充等を働きかけるとともに、国や県の基準の見直しなどの動向に合わせま
して、地下水調査の項目にピーファスを加えることを検討するなど、国や県の動きにお
くれることなく、対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 町としては調査をする考えはないということであります。元々県の調査
によって、汚染が分かったわけでありますので、県として責任を取る形の中で、幸田町
の中でのそうした汚染について、やっぱり継続調査をするように、町のほうからも求め
ていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、102、103ページの道の駅事業継続計画策定業務についてお尋ねしたいと思いま
す。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 ピーファスの地下水調査につきましては、こちらのほうも愛知県のほう
に必要に応じて、要望等の働きかけをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い
いたします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 道の駅事業継続等策定業務についての御質問であります。幸田町内の道の駅
筆柿の里・幸田につきましては、直轄国道23号の一体型の道の駅であります。愛知県名
古屋市における新広域交通計画交通防災拠点計画に、防災拠点に位置づけられているこ
とからも、広域的な防災拠点としての役割を担うことが求められているところでありま
す。南海トラフなどの巨大地震の発生時に、公営的ななそういった防災拠点となり得る
箇所でもありますので、この道の駅の防災活動拠点として必要な施設、体制を整えため
のBCP事業継続計画の策定が必要となっているところであります。令和6年度、この
事業発災時から、業務が可能になるまで、そういったスケジュール、そういった何を対
処して、どういう動きをするか、そういったBCPをしっかりと6年度に策定をしていき
たいというふうに思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ちょっと勘違いをしておりました。道の駅が開業して20年以上経つとい
うことで、こうした道の駅の長寿命化や、あるいは継続、そしてまた拡大を含めての計
画なのかなというふうに思っていたわけでありますが、業務継続計画ということで防災
拠点としての役割を位置づけていくということでもあります。幸田町の道の駅には、あそ
こに一角に防災トイレと言いますか、トイレも6器具ですか、設置をしてあります。や
はりそうしたことも、年月が経つと、もうかなりもう忘れてしまって、どこにあるか分
からんというようなことになっちゃいけませんし、それをきちんと位置づけをしながら
やっていただきたいなというふうに思います。もう設置をしてから6年以上ぐらい経つ
んじゃないかなというふうに思うんですけども、やはりそうしたことが、きちっと継

続していくようにお願いしたいというふうに思います。

次に、産業活性化プロジェクト補助金1,600万円でありますけれども、これについてお尋ねしたいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 B C P 業務継続計画につきましては、この作成において、そういった訓練、そういった実施も含めております。そういった道の駅の管理者等も含めて、こういった行動をしていくか、またそういった訓練、こういった場所にそういったトイレ、倉庫またそういったこういった動きをするかということも含めて、調整考えてみたいと思っていますので、よろしくお願いします。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 産業活性化プロジェクト事業につきましては、令和6年4月1日に制定を目指しています。幸田町中小企業振興条例に合わせ、地域経済や地域振興につながる中小企業等の取組に対し、補助金を交付する事業であり、目的としては地域の活性化のために必要な中小企業等の支援をしていくものでございます。事業の内容につきましては、幸田町の産業の活性化、並びに商工観光関係の関係者の育成につながると考えられる創業支援や、合理化、拡充支援、販路拡大等の支援など、計八つの取組について補助区分を設定し、補助していくことを考えているものでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 幸田町におきましては、産業活性化ということで、以前から取組まれているわけでありますけれども、新たに中小企業振興基本条例の制定による、こうしたプロジェクト事業の拡大ということで進められたのか、それについて、あわせて答弁をお願いします。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 御質問にありました以前も同じようなと言いますか、そういった補助金がありました。それが廃止となり、今ないわけなんです、今回中小企業振興条例に合わせてということで、今までであった部分も使いながら、新たにアンケート等も取った中で、中小企業の方々が望まれる補助を新規に取組んで、補助のほうを進めてまいりたいということを考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。次に三河、同じく108、109ページでございます。三河町村観光交流宿泊施設利用負担金300万円あるわけですが、これは令和5年度に引き続いての継続事業ということで挙げられたのかお尋ねしたいと思います。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 こちらの三河町村観光交流事業につきましては、令和5年に引き続き、令和6年度につきましても、継続して行っていくということを考えておるところであります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 令和5年度ではどれぐらいの利用があったのかお聞きしたいと思います、どうでしょうか。2月28日まででしたか、確かそれまで続いていたかというふうに

思うんですけども、お願いしたいと思います。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 実績といたしましては、暫定値ということにはなりますが、2月29日時点で、合計の申請件数として133件、人数としては385人、助成金総額が147万2,500円であります。内訳といたしましては、キャンプ場の区分が36件、人数としては107人、助成金総額が18万5,000円、旅館、ホテルの区分が97件、人数としては278人、助成金総額は128万7,500円であります。町村別で見ますと、設楽町が36件、人数としては100名、東栄町が12件、人数としては32人、豊根村が85件、人数としては253人ということでありました。以上でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 実績から考えると、100万円多いような気がするわけでありましてけれども、しかしながら、こうした事業の取組の成果というのが見られたら、それについてお答えいただきたいなというふうに思います。やはり奥三河のほうは、宿泊場がなかなか少ないということで、なかなか利用できんよという人も結構お聞きをしたわけでありましてけれども、こうしたことが例えば、町民のやっぱり保養となれば、こうしたことはよく利用される。せっかく予算をつけるならば、利用されるようにPRもしながらやっていただきたいというふうに思うわけでありましてけれども、この件についていかがでしょうか。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 令和5年度より事業を使用いたしまして1年間が経ったところであります。助成の宿泊施設につきましては、3町村で22施設ということでございました。昨年度の特別予算委員会の中でも、いわゆる一方通行にならないように、いわゆる交流という形に持っているけるようにということで、事業を進めてまいりたいと御答弁させていただきまして、今も先方の担当者とも協議、調整を行っておるところでございます。こうした中で、1月に3町村担当レベルの方にお話をした中で、事業に合わせて交流事業を考えていきたいというお話もいただいておりますので、今後そういったものが具体的に実現するように、協議、調整のほうを進めてまいりたいということを思っております。

あと、予算的なところにつきましては、前回は8月から2月までというところで、今年度につきましては、予算のほうをお認めいただきまして、新年度早々にでも事業のほうをスタートさせていただきまして、向こうの夏のいい時期に多く泊まっていただけるようにというような新たな取組のほうを考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ぜひせっかくの予算付けでありますので、町民の皆さんの利用というのは、やはりこれは親子の触れ合いとか、いろんないろんなことが体験できる施設もございます。そうした点でのPRもお願いをしたいなというふうに思います。

次に、観光事業の中でお聞きをしたいと思います。この中に、記念ドラマやロケの町推進などが盛り込まれているわけでありましてけれども、この取組の経済効果について、

どのように把握しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 来年度新規事業といたしまして、記念ドラマの蒲郡幸田ロケの町推進事業負担金を初め、多くの新規事業をお願いしておるところでございます。ロケ推進につきまして、経済的にどんな影響が出ているのかということで、いろいろな場面で御質問いただくわけでございます。令和元年度から本格的にこのロケにつきましては、取組のほうをさせてきていただいております、金額、予算等も含めまして予算のほうをお認めいただきながらやってきて、これで5年という期間が過ぎたわけでございます。これまでロケやドラマの誘致をしていくところにこだわり、積極的に受入れを行ってきたところでございます。その経過をもちまして、町のロケ誘致の認知度、こちらのほうが高まってきたのかなということでは思っております。そうした中で、地元のほうの事業者にも協力をお願いしながらというようなところでやってまいりました。ただ、ロケで有名人が来たよとかそういったことが目標ではないというところで、先ほどお話のありました経済効果という点が非常に大事なのかなということでは思っております。ただ、こうした取組の経済効果につきましては、私どもいろいろ研究のほうをしてございますが、なかなか定量的な数値をお示しをすることができないという状況ではあります、間違いなくいい意味で、いい影響が出ているということは考えております。今後、しっかり数字が出していけるようにということで、いろんな他事例も参考にしながら進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 今回は合併70周年記念事業ということもありまして、前年度に比べますと3,600万円以上上乗せをしながら、観光事業に取組まれるわけでありまして。ロケ地の誘致等で、やはり幸田町のPRを進めていくということではあります、昨日でしたか、映画の「ゴジラ」が入賞をしたということで、このロケ地が西尾であったということが言われてきておりますけれども。やはりこうしたことがPR、一つのPRになるかというふうに思うんですが、それでも、余りにもこういうことばかりに取組んでおりますと、いかがかなというものもあるわけでございます。ですので、やはりしっかりと計画を立てながら、本当に幸田町のPRになる、そういうのを厳選しながらやっていくべきではないかなと。あれもこれもでは、どうだろうと思うわけではありますけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 御指摘をいただきました事業をどういうふうにしていくのかという部分につきまして、今年度につきましてはお話しいただきましたように、70周年事業ということで、すみません、来年度数多くの取組のほうをさせて、御要望させていただいております。先ほどお話がありました、ロケ地に選ばれるというところでは非常に大きな効果もあるとは思いますが、実際的にどの部分をやっていくのかという、選択の部分というものも大事なことは当然大事なことで思っておりますので、そういったこともしっかり考慮に入れながら、事業選定については計画的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 こうしたロケ地、映画制作やロケ地の選定など、いろんなまたロケ弁など、商工会と組みながらやっておられるわけでありすけれども、これが商工会の本来の事業から逸脱をして負担となるようになる。あつてはならないというふうに思うわけでありす。その辺のところをしっかりと見極めながらやっていくべきではないかというふうに思いますので、やはりその辺のところ厳選をしながら、あれもこれも取組のではなくて、厳選をしながらやっていただきたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、114、115ページでございます。ちょっとあわせてお尋ねしたいというふうに思うんですけれども、今回河川事業の中で、地元の負担軽減ということで、草刈り機の購入補助等に取り組まれるわけでありす。また同時に、堤防強化及び維持管理低減舗装工事ということで、やはりこうした町民の負担軽減ということで取組まれていることに大いに賛成をするものでありすけれども、これの取組の詳しい状況を教えていただけたらと思います。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 先ほどのロケの厳選につきましては、商工会ともしっかりお話をしまして、厳選をして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 区画整理課長。

区画整理課長 まず最初に、草刈り機補助についてなんですけども、まずはなんで区画整理課が説明するのかというところなんですけども、この事業70周年記念事業として行わせていただきたいと思いますと考えております。ただ、区画整理のほうは、70周年記念事業特にやることなかったものですから。とはいえ、建設部としては3課あつて、3事業やりたいなという中で、作業としては区画整理課が担当させていただく、こんな流れの中で、この事業に対する細かい説明については私のほうからさせていただきます。草刈り機の補助なんですけども、区に対する補助の575万円と、個人に対する補助の500万円、この2本立てとなっております。区に対する補助のほうなんですけども、これは一つの区当たり25万円を上限として、25万円の以内に関しては100%補助になります。25万円超えちゃうと、そこは区からの持ち出しということになります。河川愛護活動を初めとして、区に行っていただいております草刈りに必要な備品を買っていただきたいと思いますというふうに思っております。区によって、どんな草刈り機を既に持つのかとか、こういったところを草刈りするのかによって、必要なものは違ってくると思いますので、例えば自走式の草刈り機が欲しいですとか、従来から言うのは、肩にかけてある草刈り機を補充したいですとか、そういったのは区に応じて選んでいただければいいかなと思っておりますし、また当然暑い中の作業でありますので、暑さ対策用の服ですとか、目を防護するゴーグルですとか、替えの刃ですとか、この辺は幅広く対象というふうにさせていただきたいと思っております。例えば、乗車するタイプのような草刈り機なんかは当然25万円超えてきちゃうと思いますので、こんなようなやつは25万円超えたら持ち出しで買っていただくのはもちろんOKですよというような考えでおります。

それから、個人に対する補助のほうなんですけども、これは草刈り機本体の購入費の

2分の1を補助するものでありまして、5万円を上限とするというふうにしてございます。予算を500万円の予算を超えたら抽選といたします。参考までに全て上限5万円の申請だったら、対象人数は100件というような感じになります。対象とする草刈り機なんですけれども、仮に初心者であっても、これを契機に草刈り機になれてもらって、将来地元の草刈り活動に参加してもらいたいという思いがありますので、庭の芝しか刈れないような草刈り機っていうのは不可としたいというふうに考えておりますので、そんなところで、排気量20cc以上のもので、電動式の場合については、これに相当するもの、この辺を考えております。あと、庭だけで使えるものじゃ意味ないものですから、コードがあるものですとか、ハンディータイプのもの、この辺は不可というふうに考えております。あわせて、この175万というような事業となっております。以上です。

委員長 土木課長。

土木課長 堤防強化及び維持管理低減舗装工事について御説明させていただきます。堤天端のアスファルト舗装は堤防強化につながります。堤防強化の面と、河川愛護活動としての草刈りの負担軽減のお声を聞き、草刈り面積を減らす策として、引き続き堤防天端をアスファルト舗装するものです。また、建設会社様にも草刈りを委託しておりますが、建設業界の問題として人手不足、高齢化、また総務省の調査では後継者がいないと回答する建設業者様が8割いました。幸田町においても、今後予想される人口維持や減少、建設業界の状況から住民や建設業者様に過度な負担とならぬよう毎年少しずつ実施することにより、将来に備えたいと考えております。

また、30事業の議案説明資料の30事業の36ページのほうには、あわせてそういった今回の草刈の河川の草刈り等につきましては、区長会において区長様、また議員様から地元の負担軽減をという声をいただきましたので、全関連する全ての区長様にヒアリングを行い、聞き取りした結果、それを改善する上で、1番の区が負担している実際に負担が大きいということで①番のように新たに草刈り機車に対して報奨金、また先ほど2番の区画整理課長が説明した草刈機の補助金、また3番の草刈りの法面を廃止、ごめんなさい、（仮称）法面の草刈りと浚渫の施行、そして4番の御質問ありました堤防強化の舗装といった、この4本の矢で抜本的に草刈りの負担軽減を図り、過度な負担とならぬよう、適度な負担を維持できるようにするものです。よろしくお願いします

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この予算案を見ますと、それぞれ別のところで予算立てをされておりますので、こうした一体となった住民負担の軽減ということの中で取組まれる。そして一方、草刈り機の補助については、70周年記念事業というようなことで取組まれるということで理解をいたしました。やはり住民の皆さん方から、大変大きな苦情が寄せられる一つであります。それとまた高齢化に伴って、やはり参加できないという、こういう声も多く聞かれている中で、地元区のほうからこうした声が上がってきた。その声に応えたということで、大変評価をするものであります。ぜひこの事業を引き続き進めていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 それでは、私から質問させていただきます。予算概要の26ページ、都市計

画総務一般の幸田北部地区住宅開発の検討業務でございます。本業務北部地区の活性化について、12月の一般質問で私させていただきましたが、本業務本年度補正で取組んでおられると思います。まずもって、取組んだ結果、候補地等何か情報があったら教えてください。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われました一般質問でもいただいております北部地区の住宅開発検討業務であります。こちらが現在令和5年度の業務が業務期間中であり、また令和6年度以降も検討業務を進めていくものでありますので、まだ具体的な場所、候補地というのは決まっていないところであります。そこで、ざっくりとした回答になってしまうわけですが、現在のところ長嶺区の北部あたりで1カ所、それから久保田区の真ん中付近で1カ所、それから坂崎区におきましては北部で1カ所、それから中心部分で3カ所、南部のあたりで2カ所程度を全体で坂崎区は6候補地を検討に進めていっているものであります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 大変多くの地区が該当するということでございます。私考えるに、この都市計画手法を駆使して、なかなかこれだけの多くのものができるのかなと若干疑問がございますが、コンサルが入って、専門的に調査した結果、こういった地域が実際住宅地として開発可能であるという若干の可能性を秘めておるという回答でございますので、北部地区の活性化のために進めていただきたいと思います。一般質問の中で、地元の坂崎地区の土地研に聞いたらどうかというようなことも言いましたが、これについてはどうでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われましたとおり、現在この候補地、コンサルのほうは今現在の状況で可能性を秘めているところで挙げているものであります。ここの部分が、将来にわたりまたこの中からまた検討していくので、その中から少なくなっていくのかなというところは感じるところでありますが、現在広く候補地を探し調査していくという状況であります。それから委員言われました坂崎の土地研、土地利用研究会の意見は聞いておるのかという意見であります。こちらは、一般質問のほうでも意見をいただいております。実際は昨年12月8日に、坂崎土地利用研究会というのが開催されております。そこに、都市計画課が出席をしまして、その中には坂崎学区内の長嶺区、久保田区、坂崎区の区長さんを含む役員、それから地元の坂崎土地利用研究会のメンバーの方に、この北部地区住宅開発検討業務の趣旨、また業務内容を説明をさせていただいております。そこで、この業務の理解をいただいた上で、参加委員から意見をいただきまして、開発の候補研究地を選定をさせていただいているものであります。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 地元の意見も十分に聞きながら進めるという態度素晴らしいと思います。幸田町の北部地区、特に坂崎学区の人口減少というものがほかの地区に比べて、やっばり目立ってきますので、こういった一刻も早く開発できる地区を選定しながら開発に向けて取組んでいただきたいと、引き続きしっかりと調査、研究をしながら進めていただ

きたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員御理解をいただきまして、ありがとうございます。委員の言われるとおり、幸田北部地区の人口は先ほど言いましたように少し減ってきておるところであります。こちらの人口の維持増加に向けまして、邁進していきたいと思います。ありがとうございました。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 よろしくお願いいたします。

続きまして、24ページの県営たん水防除事業負担金について伺います。県営たん水防除事業を行うに当たって、本年度県営たん水防除事業計画策定をしていると思いますが、この中で内容的なものですけれども、広田川の稼働改修でありますとか、それから菱池遊水地というものが完成が見えてきておるという中で、たん水防除事業計画にそういった条件というのは反映されているのか、確認したいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 県営たん水防除事業の負担金についてとともに、今の県営たん水防除事業の計画についてであると思います。幸田町が管理している5カ所の排水機場につきまして、農作物を豪雨災害等からたん水被害を防ぐための目的で設置されているものであります。幸田町においては5カ所の排水機場というのは当然災害時、風水害時、都市排水の機能を有し、たん水から守る市街地の防災機能も実際運用としては備えている重要な施設であると考えております。排水機場が供用開始から30年以上経過して、耐震及び機能低下とか設備の関係で、そういう老朽化からたん水防除事業として、県が事業主体となって順次排水場の改修整備を実施しているところであります。この事業費の一部を本事業予算にて負担するものであって、現在5カ所のうち、菱池排水機場、新田排水機場、ワダ排水機場と3カ所着手しており、菱池排水機場につきましては、今年度令和5年度に完了予定であります。実際に今運用している状況でありますけれども、未着手であります2カ所の六栗排水機場、企業団地のところにある、いつも冠水をちょっと危惧されるところありますけれども、そこに排水機場と永野排水機場がありますけれども、2カ所の排水機場のうち、六栗排水機場につきましては、令和5年度に事業計画の策定に向け、集水区域など流域を基礎調査を実施いたしております。この調査結果を基に、令和6年度から2カ年で愛知県にて調査事業を実施していく予定となっております。この事業採択に向けて、2カ年で調査手続等を実施していく予定で、順調にいけば令和8年度から県営事業により、排水機場の更新整備を実施していただく調整を現在図っているところであります。残す永野排水機場につきましては、令和6年度に基礎調査業務を計上させていただいています。この中で永野排水機場につきましては、六栗同様、調査業務を行い、1年おくれの令和9年度に県営事業に着手いただけるよう調整を進めていく予定であります。

また、防災管理上、排水機場の稼働状況が、パソコン等で稼働状況が確認できるよう、県営事業にて対応していただくこととしておりますので、今後は令和6年度におきましては、システムが完了しますので、新田、鷺田、この遠方監視システムの事業費の負担

として計上しているものであります。また、御質問にありました菱池遊水地を流域としている計画排水機場につきましては、菱池開墾の排水機場が流域となっております。今まで土地改良区が管理しておりますけれども、今の菱池遊水の改修事業によって更新されるわけですが、新たに令和6年度から町の管理する施設としてとなるものであります。この菱池開墾の排水機場計画上におきましては、菱池遊水地を考慮して、排水機場の流域外、遊水地には流域外として令和5年度に県営事業として改修が完了予定となっております。以上です。

委員長 ここで途中ではありますが、10分間のといたします。

休憩	午後	2時52分
再開	午後	3時02分

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番、岩本君。

6番岩本知帆君 予算書及び説明書の109ページになります。産業復興支援映画制作負担金についてお聞きしたいんですけども、実際具体的な内容や撮影時期等具体的なことが決まったら、教えてください。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 映画の内容につきましては、幸田町にゆかりのある人物、大久保彦左衛門ですとか、一心太助などや、物、場所を題材とした地域活性型の映画を制作することを考えており、制作に当たっては、これまでに商工会が主体となって制作した特撮映画「超伝合体ゴッドヒコザ」や「突撃！隣のUFO」など、これまでに町内で撮影された地域活性型映画の実績、活用を盛り込み、作品が持つ発信力を最大限に生かしながら、地元商店や商工カレーとの連携、特産物のPRも行うなど、町内商工業の発展につながるような事業を行っていくということを考えております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。そういう内容等は決まっているようですが、撮影時期とか完成の時期だったり、上映の時期等、まだ見込み等はたっていないんでしょうか。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 今後のスケジュールでございます。今イメージしておるところでございますが、6月ごろから撮影のほうに入り、11月頃に試写会、2月頃に劇場公開というところで進めていきたいということを考えております。以上です。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。次に、同じページの記念ドラマ制作事業についても、具体的内容や撮影時期等決まっているような状況がありましたら、教えてください。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 委員長 商工担当課長。

商工担当課長 内容や時期ということで内容につきましては、まだ具体的に決まっておるといものはございませんが、合併70周年を記念いたしまして、地上波で放映される町民参加型のスペシャルドラマとなることを目指しております、このドラマを通じて町の

魅力を発信し、知名度を向上することで、誘客につなげるとともに、町民のシビックプライドの醸成を図ってまいりたいと、こんなことを考えております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。地上波で放送となると、きっとPRという意味になるかなと思うんですけども、今後ドラマ撮影後、どのような活用をしていく予定でしょうか。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 地上波というところで、著作権等いろいろ制約のある部分もございますが、これも現在イメージしておるところでございますが、町で撮影されたドラマ、映画等を紹介するというようなことを産業祭り等でも行っておるところもございますして、より多くのそういった機会を設けまして、作品を見ていただけるように、関係者ともこれから協議のほうを進めてまいりたいということを思います。よろしくお願いします。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。次に、産業活性化プロジェクト事業についてお聞きします。先ほど条例に合わせて八つの補助金等が出るということは分かったんですけども、その補助金の中の内容についてちょっと教えていただきたいものがあります。商工観光事業活性化プロジェクトのほうの産業支援事業と合理化拡大支援事業等のほうには、補助金内容として空き家、空き店舗を利用すると、補助金のほうが上乗せ等があるかなと思うんですけども、実際空き店舗が町内にどの程度あるのかというのは把握されているのでしょうか。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 先ほど事業の内容につきましては、八つの補助区分をということで御説明をさせていただいたところでございます。このうち、創業した場合や既存の事務所等の合理化拡充を進めた場合につきましては、通常の補助金に上乗せをして支援を行っていくということでございます。御質問いただきました町内の空き店舗の把握はしておるのかということでございますが、結論から申し上げますと、空き店舗の把握は困難であるというような状況でございます。と言いますのは、町の空き家バンクでは空き店舗までの把握ができず、商工会にも確認をいたしました、把握をしていないといったような状況でございました。調べるには、不動産会社へ直接問い合わせる必要があるということでございます。ただ、愛知県のほうに、愛知商店街空き店舗情報NAVIと、こういったサイトが公開をされており、その中で確認をしていただくことはできるかなということで思っております。それをちょっと調べてみましたところ、本町での掲載は2件のみ、貸事務所1件、売りの工場が1件というような状況でございました。以上でございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。そうしますと、この補助金を申請するに当たって、空き店舗でしたという証明等はどのようなものを持って判断する予定でしょうか。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 御質問の空き店舗がどういうふうに把握をするのかという部分でございます。今回の空き家の利用に関して、同じようなこの事業を取組んでいる近隣市も確認をいた

しましたが、やはり把握は難しいということではございました。ただやり方として、他市で実際に行っているものといたしまして、申請時に空き店舗である証明書といったようなものを提出してもらう形でやっておるというようなことでございます。前の入居者の営業終了日や賃貸借契約終了日等を記入していただき、6カ月以上活用されてない空き店舗、工場であるということを、証明書を持って確認するというように対応をしてみたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 分かりました。ありがとうございます。

次に、幸田町魅力発信事業について伺います。こちら今年度もやられている事業かなと思うんですけども、来年度、また今年度の内容等を教えてください。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 魅力発信事業につきましては、雑誌掲載ですとか、ワークショップの開催、ロケ地マップ等の制作を実施をする予定でございます。来年度につきましては、70周年記念事業がいろいろございますので、そうした事業をうまく活用しながらしっかりPRできるようにということで考えておるものでございます。なお、令和5年度につきましては、ドラマ「最高のオバハン中島ハルコ」の特別上映会のほうを実施をしてみいました。11月12日午後1時から午後2時40分、場所については町民会館さくらホールで参加者900名というような状況でございます。以上でございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 分かりました。ありがとうございます。幸田町自体は三河の中ではしっかり認知されているかなと思うんですけど、やっぱり県をまたいでだったり、東北だったり、九州だったりの方にちょっとお話しする機会があると、幸田町っていう感じで、はてなが付くことが多いですので、ぜひ幸田町っていうふうにしっかり認識してもらえるといいかなと私思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、113ページの新設行政運営事業について伺います。この事業は、とても地域の方からもすぐに対応していただいて助かっているという喜びの声をお聞きするんですけども、今年度の執行率予算の執行率と、全体の件数が分かりましたら、教えてください。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 ありがとうございます。いろいろな意味で、まだまだ周知の部分というのが必要かと思っています。70周年事業でいろんなことをやってまいりますが、そういった事業を通じまして、全国の皆さんのほうにも幸田町を、PRできるように頑張ってみりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 土木課長。

土木課長 新設の執行状況でございます。令和4年度につきましては、予算執行率で言いますと93.9%、また件数につきましては、令和4年度につきましては1,228件、新設作業班の班のほうで対応させていただきました。また、令和5年度につきましては、5月の各区長様に対する回答の会の時点の1月の段階でございますが、要望件数988件に対して、1月時点では772件と、まだ約80%の対応率となっておりますが、3月末までに全

力でなるべく100に近付けたいぐらい頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。結構令和4年度はもう90%以上超えて、執行されているということで、地域の方々もやはりすぐに対応いただけるとすごい助かっているというお声をいただいていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 私も予定してきたのが皆さんお聞きになりましたので、簡単に確認程度になりますが、お願いいたします。まず中央公園の整備事業、ずっと令和元年からずっと9年度までですか、そういった長期に渡ってどんどん整備しながらということでありますが、その中で一つだけカフェの誘致というのがあって、最近話が全然出なくなっちゃいましたけども、これはどういう形でなるのか、今後の予定がこういう方向になるよということがありましたら、分かりましたら教えてください。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われます中央公園内のおしゃれカフェの件かなというふうに思います。

1年前に、私この場所において3回目のチャレンジをしていくというふうに言ったわけです。3回目のチャレンジは行う予定であります。行うんですが、現在複数の被害者とか、デベロッパーさん等と下打合せをしておる最中でありまして。ですので、本年度中に公募案というのがまだまとまりきれていないという状況であります。現在の状況下において、見切り発車の公募をかけても、これは空振りになる公算が大きいというところがありますので、翌年度以降に公募案をしっかりと固めた中で、再度公募をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 いずれにしても、昨日でしたか、総務のほうで、外交整備事業で、その下の喫茶店がまた拡大してという話もありました。そういった意味で、なかなか応募する方も厳しい状況じゃないかなと思います。また、町民にとっては前に話が出たのが、ときたまあそこの公園におりますと、「カフェってどうなった」という話も聞きます。そういった面で求める人もいますけども、そういったところを総合的に今後判断されて、早いうちに方向性を決めてもいいんじゃないかなと思います。そういった面をよろしく検討願いたいと思います。

その次は、予算概要の22ページの飼い主のいない猫のいわゆる避妊去勢手術補助費、今年度は10万円だったのが、来年度は20万円というふうに計上されています。今年度の実績等お聞かせください。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われました町民の期待も大きいということで、こちらもしひしとプレッシャーというのは感じておるところであります。ぜひ町民の理解が得られるような立派な公園、またコーヒー店が誘致できればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 委員御質問の飼い主のいない猫の避妊去勢手術費補助金の実績でございます。本補助金につきましては、令和5年度からの新規事業でありまして、今年度は当初予算10万円で実施のほうをしております。令和6年2月末時点の執行状況につきましては、交付申請件数25件、交付済額が16万8,000円、執行率で168%となっております。既に執行率が100%を超えている状況ではございますが、補助事業の開始年度ということでありまして、全体のニーズを把握するため、他事業の残予算で可能な限り対応している、そのような状況でございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。今の数字から見ますと、令和6年度20万で足りるかなという一つ不安を感じるわけですが、またその対応として、また猫好きの人はやはりそういった関心を持ってみえて、この辺のところの組織づくりと言ったらおかしいかもしれませんけども、そういったボランティアを募っていただいて、やはり動物愛護で変わらないかんのはありますので、そういった組織でうまく動いていただけるような形というものを、私は指導をしてほしいと思いますし、そういった面で動物愛護という観点から、もう少し若干予算ついてみてもいいんじゃないかなという思いがしますが、その辺の今後の方針はいかがでしょうか。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 ボランティアによる組織の支援という御質問かと思っておりますけれども、幸田町内で、現在私どもで承知をしておる地域猫活動をされておる団体さんについては、二つほど承知のほうをしている状態です。当面、私どもの補助につきましては、個人単位の補助金のほうを予算額にして今年度は倍増しておりますけれども、組織のほうについては、まだ幸田地域猫の会さんというところですが、そちらのほうについてはまだ今年度立ち上がったばかりということで、まだ少し組織の熟成というものについては時間がかかるのかなと思っております。今少し幸田町内で活動される団体の皆様の活動の状況をこちらのほうで勘案いたしまして、いずれは地域猫活動をされる組織への団体補助といったことも将来的には検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ありがとうございます。ぜひそういった面で、ボランティアの成熟するのを願います。

その次に、最終処分場で、芝生広場付帯設備設計業務というのがありますけど、これはどういう中身なんでしょうか。予算概要の22ページにあります。これを確認させてください。

委員長 SDG s 担当課長。

SDG s 担当課長 ありがとうございます。人と猫が適度な距離で共生できる社会の実現というところを目指す形で、本補助金についても、当面継続して必要に応じて拡充等を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 環境課長。

環境課長 一般廃棄物最終処分場に隣接しました公園予定地に整備します施設についてであります。この施設につきましては、令和6年度に外周をフェンスで張り巡らせた芝生広場の整備工事を実施することを計画しております。その中で、必要となるトイレや東屋、水飲み場などの設備、構造物の設置を検討し、その詳細を設計するための業務となります。新規に建設するだけでなく、既存の処分場の施設、既存の施設の有効活用も検討して、委託業務を検討をしていきたいというふうに考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 そうしますと、すぐ下に芝生広場整備工事っていうのがありますけれども、今の設計のものを4,500万の工事でやるという解釈でよろしいでしょうか。

委員長 環境課長。

環境課長 芝生広場整備工事につきましては、今年度下半期で実施しております。整備工事設計業務、詳細設計業務の中で、芝生広場とフェンスを設計する業務を委託しております。この設計を基に来年度、この予算4,500万をかけて芝生広場と周囲のフェンスを設置するものであります。先ほどから芝生広場というふうに申し上げておりますが、これにつきましては、平常時は芝生広場として皆様にくつろいでいただいたり、活動してもらった広場として使いますが、災害時におきましては、災害ごみの仮置き場として、こちらを活用させていただくというふうに、その機能等を持たせるような検討、考えも含めております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 いずれにしても、すぐ隣が区画整理事業でできた六栗の住宅地200戸ぐらいですか、があるわけですので、そういった面で、子どもさんと家族が気楽に遊べる場所であってほしいというふうに思いますので、そういった人たちを対象にした整備をお願いしたいと思います。

あと最後、予算概要の26ページ、この中で広域観光推進協議会負担金800万とありますが、この広域っていうのはどの程度のものを言うのか、どういうこれは協議会なのか、ちょっと説明をお願いいたします。

委員長 環境課長。

環境課長 4,449平米と大変広い面積がある広場でありますので、ボール遊びですとか、そういった本当にピクニックじゃないですけど、レジャーシート敷いて遊べるような、そういったくつろげる場所に多目的な広場にできるというようなことを計画していますので、よろしくお願いいたします。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 御質問をいただきました広域観光推進協議会の負担金ということでございます。この事業につきましては、西尾市、蒲郡市、幸田町で構成する協議会へ負担をする負担金であり、3市町へ遠方から誘客を図っていくような事業を行っていく予定でございます。令和6年度には、今まで来客の少なかった首都圏からの誘客を目的とする事業を考えております。具体的には、東京の一等地にある表参道などで3市町のPRラッピングを施したラッピングバスを走行させ、20代から50代の女性をターゲットにPRを行うものでございます。バス内では3市町の特産品を使ったスイーツなどを提供予定であ

り、特産品の販売促進もねらった事業設計をしていく予定でございます。本協議会につきましては、令和6年度に設立予定となっており、3市町の特産品、景観、体験型観光コンテンツ、ロケ地等を活用した周遊促進を図っていくことを目的としております。なお、本事業に当たりましては、愛知県の観光施設事業費補助金のほうの補助を何とか受けられないかなということで今お話のほうを進めておるところでございますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

7番、田境君。

7番田境毅君 私から二つほど確認だけさせていただきます。先ほど、休憩前の答弁にもありました、まず概要のほうに載っております26ページ、河川愛護活動事業につきまして確認をさせていただきます。こちら、いろんな70周年も含めていろんな施策を立てておるんですが、これが実際に運営をされ始めますと、例えば草刈り機なんかの取扱いについては安全上の問題をどうするかという議論があるのかなというふうに考えております。道具を持たれて、実際に参加していただくということを考えると、サラリーマンなんかで今まで活動でそういうことをしたことがない方は、一番最初の頃はやっぱり安全ってどうやって守ったらいいんだろうというところになりますので、安全教育の考え方について教えてください。

委員長 都市整備課長。

都市整備課長 以下同文ということで、私のほうから御説明させていただきます。草刈の補助で区と個人とあるということで、区に関しては今までも多くそれぞれ対応があると思いますので、経験者からレクチャーを受けるとか、そんなようなことで各区というか区長さんに対応をお願いしたいなというふうに思っております。個人さんのほうで、初心者の方が買った場合は、補助金の条件として町内の店舗で買うこと、町民であることというようなことを条件として付けております。あと、1世帯に1台と、こういう考え方でやっていこうかなと思う中で、町内の店舗限られておりますので、ルールだとか申請書、この辺を配って回ろうかなと思っております。そんな中で、初心者の方にはちゃんと説明してねというのもお願いしようかなと思っておりますので、そういうふうな対応したいと思っております。

委員長 7番、田境君。

7番田境毅君 購入される方が今回の件でどれぐらいの数になるかはまだちょっと未定だと思いますが、やはり怪我をしてもらっちゃうと、やっぱり町としてもよくないと思いますので、ぜひそういった面でいきますと、より効果の高い教育の仕方というか、伝え方、こちらのほうをぜひ検討いただきたいと思います。

それから、これはちょっとどういうふうにできるか分からないんですが、もう1点確認ですが、今回は浚渫をするということを、河床については考えられております。やっぱり河床に物、そういった廃棄物が溜まるということによって、そういった雑草も生えやすくなりますし、なるべくならそういう溜まるものがないほうがいいということですが、どうしても自然なので、堆積しちゃうことは仕方がないというところはあるものの、これを減らしていくっていう考えもどこかでやっぱり持っていくべきだと思います。今

回、堤防の上を舗装するというのであれば、それで1個堆積物が減る要因にはなると
思いますし、対策の一考だと思いますですが、ただ草刈りをやる法面のところが、やは
り町内いろいろ見ますと、狭いところもあればかなり広大な法面があって、そこを対応
するっていう作業も実際に発生しております。そういった面を考えたときに、堆積物を
減少させる方策などの考え方がありましたら、教えてください。

委員長 土木課長。

土木課長 土の堆積物の抜本的な手法については現在のところありません。ただ、小さいこ
ととしましては、さっきの議会でも答弁させていただきましたけども、各側溝には集水
桝というのがあります。四角いグレーチングの。そこには必ずある泥溜めというものを
作らせていただいていますので、日頃地域の皆様方が少しずつ泥溜めから土を取って
いただくことが、流末の河川の土の体積の減少につながるかと思いますので御協力願
いたいと思っております。

委員長 7番、田境君。

7番田境毅君 内容分かりましたので、うまくそういった河川のほうに影響が出ないよう
なことを町民とともに一緒にやれるといいなというふうに考えます。もう1点だけ確認を
させてください。今度は森林サービス産業基本計画策定業務になります。こちらのほう
は細かいところが、議案説明会資料の34ページに載っております。こちらを少し確認を
していただきたいと思いますが、一般財源で2,750万円を計上し、今回は基本計画を策
定するということで進められます。森林空間を活用した産業の創出や里山の保全、活性
化につなげる手法等を検討しながら、活性化させたいということだと思います。ここで、
いろいろとこれから決めることだらけでまだ決まっていないことも多いかと思いますが、
ここに書かれている実施主体、どういう形でこれを実施していくのか、そういったとこ
ろについて今考えがありましたら、教えてください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 森林サービス産業についての御質問であります。森林サービス産業につ
いては委員おっしゃるとおり、幅広い健康、観光教育など様々な分野で豊かな森林空間を
活用した体験サービスなどを提供し、新たな雇用と所得機会を生み出す産業ということ
であります。それを本町に、幸田バージョンというか、そういった形でしっかりと本町4
割ほどある山に囲まれた森林を環境がいいだけではなく、しっかりと活用できるところ
を着目して、基本計画を作成しながら実際具現化していくというところで、6年度予算
を計上させていただいております。事業主体というところでありますけども、事業を推
進を図っていくために、推進協議会といった団体を設置し、事業の推進を図っていくこ
とを検討しております。そういった団体協議会を設置することで、町民の方を初め有
識者、企業事業者など、森林の活用に幅広い意見をいただきながら、望まれるニーズ、
事業実践を効果的に展開できるというふうに考えております。以上です。

委員長 7番、田境君。

7番田境毅君 そうしますと、いわゆる主体的に動くのは町が動くべきなのか、各区などが
地域の特性に合わせて対応していくようなことが起こるのか、その辺っていうのは何か
イメージがありましたら、教えてください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 まだこれから計画づくりということで、それも一つの考えではありますが、その協議会の中に各地域の代表者の方とか、これから進める上での関係の方、そういう方をしっかり意見をいただくように入れて、組織した形でこれを進めていきたいなというふうに思っています。

委員長 ほかにございませんか。

1 番、藤本君。

1 番藤本和美君 95ページ、環境衛生一般事業の公共施設再エネ導入ポテンシャル調査委託料です。実施内容は先ほどの答弁で理解しました。現在の幸田町のCO₂排出量削減は何%になったか確認させてください。

委員長 SDGs 担当課長。

SDGs 担当課長 委員御質問の幸田町におけるCO₂の排出量の削減量でございます。こちらのほうは国のほうが環境省のほうが自治体排出用カルテという形で情報を示しているものでございまして、平成25年度2013年度、こちらのほうが基準年になっているんですけれども、2013年度におけるCO₂の排出量が122万2,000 tで、直近のデータであるものがこちら令和元年2019年度でございますが、こちらが73万8,000 tとなっておりまして、基準値に比べて2019年度におきましては、幸田町の削減率は39.6%となっております。これは46%の目標に対して、かなり進んでいると申し上げることができるかと思えます。以上です。

委員長 1 番、藤本君。

1 番藤本和美君 ありがとうございます。

次に97ページ、清掃総務一般事業、資源循環型マットレス購入費補助金についてです。マットレスの水平リサイクルということで、ペットボトルと違ってマットレスの場合、先ほど6年から10年以上の耐用年数というふうにお聞きしましたが、購入時に3万円の補助をもらって、実際捨てるときは粗大ごみに出さないかってすごく懸念があるんですが、取組はどのように具体的にはされていくのか、確認させてください。

委員長 環境課長。

環境課長 取組の手順についてであります。まだ事業者と具体的にまだ協定を結んだわけではないんですけど、イメージでちょっとお話をさせていただきますと、私たち桐山にあります粗大ごみ集積場に町民の皆様から排出、持込みをしていただきまして、ある程度それが溜まったら、事業者が桐山に粗大ごみ集積処理場に取りに来ていただいて、その後リサイクルに乗せて行ってもらおうというような形になります。よって私たちは、町民の皆さんがほかの粗大ごみを出すのと同様に、排出、持込みをいただきまして、それをそのままお渡しするというような形で、水平リサイクル、最終的に溜まったりするなど、戻ってくるというような形をイメージしておるところであります。

委員長 1 番、藤本君。

1 番藤本和美君 まだこれから具体的にということで、マットレスはエアウィーヴ以外も幾つか出てるかと思うので、ほかのメーカーのものが持ち込まれたときにどうするかとか、そういったことも具体的に決めていっていただきたいと思えます。

次に103ページ、農業振興一般事業です。農地の集約化を国も上げて幸田町も進めていることかと思いますが、幸田町のオペレーターは、今何件なのか。最近のここ数年の増減状況もあわせてお聞きします。

委員長 環境課長。

環境課長 水平リサイクルの業者にする業者といたしましては、あくまでも町内の事業者というふうに考えておりまして、町外の業者さんで、現在水平リサイクルを実施しているところとはちょっと私承知しておりませんが、それが仮に出てきたとしても、町内の事業者さんの水平リサイクルには乗せられない物質、違う物質になってしまうので、単一素材でないと水平リサイクルは申し訳ありません、成立しないものですから。その点については、町内の1社で今のところ考えております。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 オペレーターの数ということでありまして、米生産の住宅部会の会員数でお答えさせていただきたいと思っております。現在直近の数字を持ち合わせて、資料を持ち合わせてはおりませんが、4年度末において9の会員数となっております。個人が7、法人が2ということでありまして、近年の増減ということですが、過去平成30年からの回数は増減なしということでありまして、以上です。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。増減なしということで、ここ最近はずっと同じ方がやってらっしゃるということを理解しました。オペレーターさんに最近お聞きしたんですけれども、土地の所有者さんはもう元々いらっしゃって、オペレーターさんがもう何10年もお米をやってらっしゃるようなところ。そこに、オペレーターさんを代えたいということで、町内のオペレーターさんではなくて、町外のオペレーターさんを持ってこられたということで、引きはがしと言いますか、とてもいい場所、オペレーターさんにとってはすごく収量が保てる、かなり広い広大なところを西尾のオペレーターさんを持っていかれたということとを一度最近なんですが相談を受けまして、耕作放棄地ですとか、山間部の斜面ですとか、そういったやりにくいところでしたら、ほかの町外の農家さんだったり、オペレーターさんが入ってもやってもらっている意味があるかと思うんですが、そういった町外のオペレーターさんがすごくいい場所を持っていくことで、町内のオペレーターさんがだんだん潰れていってしまうのではないかという危惧があります。今回が最初で最後ならいいかと思うんですが、そのあたりもしオペレーターさんですとか、農家さんから相談を受けたら、町としてはどのようにされるかお聞かせください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 オペレーターの町外のオペレーターさんに広大なそういった優良な農地を任せているということでありまして。逆に、そういうオペレーターさんに頼んでもやれていないという、そういった問題もあるわけですが、そういう今利用権の設定等においては、中間管理機構を通じて行っておるのが現状であります。そういった中で、現実的には貸す方がそういったやっていただける方を探している現状もあるわけですが、具体的ないろんな地域計画のほうの話し合いの中で、いろんな条件もあるのかも

しれませんけども、ちょっと具体的な受けた事案というか、そういったところはちょっと具体的なお話が分からないと判断できないところもありますので、実際そういうアドバイスも含めてですけども、産業振興課が窓口になっておりますので、ちょっとそういった相談をいただきながら、それに応えていくということにはなろうかと思います。

委員長 1 番、藤本君。

1 番藤本和美君 すごく民間のことで、とても町としてやって、どういうふうにやっていくかって非常に難しいところだと思うんですが、相談がもしありましたら、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

あと113ページになります。幸田駅前の歩道の県がやっている工事にはなるんですが、来年度に完成、歩道のほうは完成するというふうに私は理解していたんですが、ちょっと住民の方から、来年度延期するんじゃないかというふうに聞いたということを相談を受けたんですけども、駅前の歩道の件でお分かりになられていますでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 県道幸田駅から荻谷小学校、エアウィーヴさんの工場までの路線は、県道芦谷蒲郡線、県道になります。現在事業期間としましては、幸田駅前から市街化区域内、芦田交差点までを先行優先して、事業実施しております。今年度、石原組さんが南側の郵便局側の歩道の整備に着手していただいております。来年度以降、真ん中の車道ですか、車道をやって、一応郵便局までは完成と聞いておりますが、予算のつき具合とか、いうこともあるので、流動的な部分もあります。また、その先の郵便局より荻谷小学校方面につきましては、用地買収にまだ着手していない部分もありますので、今のところ工事時期としては、今の現時点では未定となっております。この場ではこうなっております。以上です。

委員長 1 番、藤本君。

1 番藤本和美君 ありがとうございます。お聞きしたのが、もう何年もあそこの道路は工事中ということで、住民の方もかなり我慢されているということを聞いているんですが、歩道がやっぱりないということで、事故が多いというふうに聞いています。郵便局の裏側の水路をその辺りの付近の方は使っているってということで、人一人分が入るぐらいのところなんです。そうすると、自転車なんかはどうしてもそこの工事中の歩道ができていないところ側を通るんですが、非常に自転車の事故が多いんだよというふうに聞いていまして、3月6日も人身事故があったというふうに住民の方から聞きまして、ちょっと私のほうは消防に詳細は聞いていないんですが、そういったことがあるので、県の工事ではあるんですが、住民の方が事故に遭ったりとか、苦勞されているということで、何とか安全に通れるような、何か対策があればなと思って今お聞きしています。いかがでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 県道芦田蒲郡線当該路線につきましては、幸田町としても重点路線としまして、町長を初め議長を初め県庁のほうに、毎年顔を突き合わせた形で要望しております。交通安全対策としましては、そういった面もあるものですから、先行して電柱のほうを工事より先行して移転することにより、自動車がスムーズに通行できますとか、そういっ

たことで配慮させていただいています。工事期間中については、どうしても多少の制約が出るかと思うんですが、工事につきましては、3月末に終わると思われますので、そうしましたら4.5mの広い歩道が完成する予定ですので、よろしくお願いいたします。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。工事があと1年ぐらいはかかるということで承知いたしました。住民の方がけがをされない、事故に遭わないような、何か対策を県のほうにも求めるなり、何か看板とかで注意喚起とか、そういったものをできたらなと思っています。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 土木課長。

土木課長 工事につきましては、先行して郵便局までを先行しております。それより荻谷小学校側につきましては、引き続き来年度完成ではなく、引き続き工事となりますので、御協力をお願いいたしたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

3番、野坂さん。

3番野坂純子君 ちょっとお時間もちょっとあると思いますので、絞ってお聞きます。予算概要の25、26のところに、新規の生活応援チケット発行事業運営業務っていうのがあって、これが本町に住所を有する全町民に対して一人3,000円とありましたが、進学だとか就職とかで出入りがあったり、あと生まれたり、亡くなったりとかあると思うんですけど、これは何月何日からとか、そういうものはあるんでしょうか。教えてください。

委員長 商工担当課長。

商工担当課長 生活応援チケットの期間、基準日ということの御質問でございます。内容につきましては、議案説明資料の中でありますように、一人当たり3,000円のチケットを給付するということでございます。今考えております基準日といたしましては、周知期間ですとか、登録企業の決定などの手続等を踏まえ、目安といたしましては、8月1日ということで9月初めから発送開始し、9月中旬からの使っていただけるようにということで考えております。いずれにいたしましても、本事業につきましては、町民の方々の生活応援をするといった事業でございますので、少しでも早い時期の配布を目指し、事務を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 分かりました。8月1日からということが分かりました。ありがとうございます。

次に、概要で27から28で、住宅管理一般事業で耐震シェルター設置工事、工事費の補助金ってありましたが、これはどのようなものでしょうか。そして、今までの実績、件数ってことや、あと申請方法はどのようにすればいいのかとか、また今後見込まれる大地震に備えて、もし多くの方が必要とされた場合、その件数の上限とかはあるんでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 委員言われます耐震シェルターの関係かと思います。まずどのようなものか

というところではありますが、家の中にシェルターといって箱物を置きまして、その箱自体は地震が来ても崩れないよう、ここの箱の中に入れば、基本的に大地震が来ても安全というものを家の中に作るというのがシェルターというものになります。それで、今度シェルターの実績ですか、実績なんですけど、過去10年の耐震シェルターの申請実績は平成25年が0件、平成26、27に1件ずつあったわけではありますが、その後は平成28年から令和2年までが0件、令和3年度に1件ありましたが、令和4年度が0件、本年度におきまして、本日まで申請実績がないというところでもあります。申請方法であります。申請の様式自体は町のホームページのほうで取れるわけではありますが、申請自体は役場の都市計画の窓口に持参をしてもらうわけでもあります。ただ、シェルターの申請できる建物というのが、まず民間木造住宅無料耐震診断を受診された建物というのが対象になりまして、大地震結果が判定値が0.4未満となった建物が申請できる建物となっております。ちなみにこの0.4ではありますが、この0.4は震度6弱クラスで建物倒壊となる状況であります。あと、民間木造住宅無料耐震診断を受診するにも条件がありまして、旧耐震基準であります、いわゆる昭和56年の5月31日以前に建設された木造2階建て以下の居住用の建物が対象となっているものであります。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 それでは、費用はどのくらいなのでしょう。例えば、私一般質問をさせていただいたんですけど、そのときにやっぱり犬とか猫とかを連れて避難するのが大変ってことで、家の中にそういうシェルターを設けたほうがいいんじゃないかっていうこともアドバイスしていただいたんですけど、そういうときのために使えるぐらいの大きさなのか、もっと本当に人間がたくさん入れるような大きさなのかちょっと分からないので、その辺の使い勝手はどのようになっているのでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 どのようなものを何人ぐらい入れるのかというところではありますが、イメージ的には実質家全部というわけにはいかないんで、1室をしっかりとガードするシェルターでガードするというイメージであります。金額なんですけど、実際の建物の状態にもよります、建物が本当に0.4、例えば0.39という数字が出た場合と、0.04という数字が出た場合には、当然作り方というのが変わってきますので、一概には言えないんですけど、金額的には安く、資料を見ます。安いと7、80万というものもあれば、高いのは500万ぐらいのものもあるので、ちょっと何とも言えない。その部屋が例えば6畳なのか8畳なのかということでもまた変わってくるのかなというところを思います。いずれにしても、人間を命を守るということが第一条件になりますので、その辺りをしっかりと震度7強でも耐えられるようなシェルターを設置、補助をしていくというものであります。

委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上で、福祉産業建設委員会の所管に係る第22号議案の質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩とします。環境経済部及び建設部の部課長は退席し、第24号議案から第28号議案までを所管する部課長の出席を求めます。

休憩	午後	3時56分
再開	午後	4時06分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、第24号議案、令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この会計におきまして、国民健康保険の加入世帯数と、人数について、予算に関係するものでありますので、人数と加入世帯数お願いします。お答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 国保の被保険者は令和6年2月末現在の時点で、4,607世帯6,375人であります。これは令和4年度末と比較すると、令和4年度末が4,124世帯6,540人でありましたので、世帯数はこの11カ月の間で57世帯の減、被保険者数につきましては165人の減となっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 今回、退職者医療の廃目があるわけですが、これについて説明をいただきたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 国民健康保険税は一般と退職に分かれておりまして、その中で一般は一般の方なんですけど、退職につきましては、退職者医療制度に基づくものであります。これは、退職後に国保に加入する退職者が、年齢的に医療の必然性が高まる時期に、また所得も激減するということから、医療費の負担は主に国庫と他の被保険者、一般被保険者に依存することとなりまして、医療給付と費用負担の両面において不合理が生じてまいりました。そこで、退職者の医療費につきましては、退職者の保険税と、他の健康保険からの拠出金を財源としました療養給付費等交付金、こちらによって賄われていたため、一般と分けられております。ただし、平成20年度に後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、退職者医療制度は廃止となりましたが、平成26年度までに新たに適用されたものが、65歳に達するまでの間、経過措置が設けられたというものであります。幸田町でも令和元年度中に退職者がいなくなりまして、令和2年度以降は、現年分の課税はなく、滞納繰越分が残っているという状態であります。全国でも対象者の激減に伴いまして、保険者間の財政調整効果がほぼなくなっている一方で、保険者等の事務コストが継続していること、そういったことから業務のスリム化、事務コストの削減を図るために、制度を廃止するということになりまして、こちらのほうが令和6年度の4月に施行となります。令和6年度予算におきましては、歳入では、国保税の退職現年分と歳出の保険給付費の退職被保険者分を皆減といたしまして、退職者医療で残るのは、保険税の滞納繰越分の予算だけとなりました。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 経過措置が令和6年3月31日で廃止となったということでありまして、そこで、65歳に到達された方たちは、どれぐらいおられたのかということでございますけ

れども、その辺については、引き続き国保ということでやられてきているわけですね。
そういうことではないのでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 退職被保険者につきましては、どんどん減少に移っていきまして、後期高齢
に移っていきました。そこで、令和元年度中の間に退職被保険者が0になったという次
第でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。愛知県は令和12年度に県下の統一を検討しているという
ことをお聞きをしたわけでありますけれども、この点については情報はどうなっている
のかお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 保険税の保険税水準の統一という御質問をいただきました。国は同じ所得、
同じ世帯構成であれば、県内どの市町村においても同じ保険料とした、完全統一、こち
らのほうに向けて動き出しをしているところであります。それにもう一つ、納付金ベー
スというものがあまして、納付金ベースとは、県単位化になって、国保運営に当たり、
市町村は県に納付金を納めていることになるんですけれども、その算定においては医療
費指数というものが使われております。医療費指数は医療費が低い市町村は低く、高い
市町村は指数が高いというものでありますけれども、医療費指数が低い、医療費指数が
高いほど、納付金の額に影響をしていきます。幸田町は県内でも低い医療費指数になっ
ているんですけれども、納付金の算定においては、低い医療費指数というのが大きな理
を得ているのですけれども、納付金ベースの統一ということになると、こちらのほうが医
療指数が0ということになりまして、0の指数を反映をさせるというものであります。
愛知県では、令和6年度から国保運営方針、こちらのほうがまた次期運営方針が今作成
されておまして、近々公表される予定でありますけれども、令和6年度から11年度ま
で、この11年度までの間に段階的に医療費指数を0にすることで、納付金ベースの統一
を行うことを予定しているということを、次期国保運営方針の中でうたっております。

また、県としては令和11年度までに完全統一について一定の結論を出すということをも
目標にうたっているということで、完全統一に向けての道筋は遠いと考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 幸田町は医療費指数が低いというふうに言われたわけでありませ
ども、納付金につきましては、毎年上がってきているわけでございますけれども、この理
由についてお聞かせください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 医療費指数が低いということで、例えば県内で一番低い市町村というのが田
原市になります。田原市につきましては、病院が少ないっていうところで、まずそもそ
も医療が受けにくいっていうところがあるかと思います。幸田町につきましては、医療
指数が低いということでありませども、病院もそれなりにあるのかと思います。こ
ちらのほうで今考えられるというのが、やはり他の市町村と比べて幸田町の人々の健康状
態がよろしいということではないのかなと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 愛知県からの納付金が毎年上がっているというようなことで、国保財政も厳しくなってきたという状況になるわけですが、令和6年度予算につきましては、財調からの繰入が1億6,143万6,000円を基金取崩しをして、繰入れをしております。一方、基金への積立てが6,040万円ということで、基金の残高についてお尋ねするわけでありますが、令和5年度の3月補正におきましては、国保財政調整基金は私の計算では3億9,659万円というふうになってきておりますけれども、幸田町の国保会計における運営におきましては、今まで県下統一に向けて一気に上がらないための調整をしていくと、そのための基金への積立てを行っていくということで、方針を出しながらやってまいりました。一番最高になったときが4億7,000万円余りというような財調だったわけですが、今この時期になって、残高が少なくなってきたとあるわけですが、この基金の残高について今幾らになってきているのかお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 基金の残高であります。こちらのほうが令和5年度末現在の基金残高ということで、3億9,658万9,729円であります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 聞き漏らしました。もう一度お願いします。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 申し訳ございませんでした。基金の残高5年度末の基金の残高なんですけれども、3億9,658万9,729円、3億9,658万9,729円であります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 私がちょっと間違えていました。3億9,650切り上げて59万円ということですが、これは3月末ですよ。令和6年度の予算では、先ほども言いましたように、一般会計から繰入をして、その分の6,040万円を基金に積立てたわけですが、逆に今度は財調からも繰入れております。こちらの歳入のほうに。1億6,143万6,000円と。ですので、差し引き幾らになるのかということですので、よろしくをお願いします。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和6年度につきましては、基金の積立てが6,000万とあと40万円を予定しております。令和6年度につきましては、1億6,143万6,000円となっております、ちょっと40万円は差し引いて考えますと、6,000万円を切り崩すということでありましたら、1億1,435万6,000円、こちらのほうを基金から取崩しというふうに考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 後で計算します。そこでお聞きをするわけでありますが、令和6年度は、国のほうでは限度額の引上げを行うということでありますが、幸田町の国保会計におきましては、限度額の引上げを実施予定かどうかお尋ねしたいと思います。幾らになるのかお答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和5年度12月に閣議決定をされた税制大綱によりまして、令和6年度の国民健康保険税は、後期高齢者支援金等課税額、こちらのほうが現在の22万円賦課限度額22万円から24万円に引上げるというふうになりました。まだ地方税法施行令、こちらのほうが改正されてはおりませんけれども、改正される見込み、4月1日から施行の見込みということもありまして、私どものほうでは令和6年度この賦課限度額に引上げる予定でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 令和6年度中に限度額の引上げを行われると2万円の引上げで、今現在は104万円でございますけれども、これが106万円に引き上がってしまうというような国保税になるわけでございます。そうしますと、本当にこれがとても払いきれないというような国保税になると言わざるを得ないわけであります。また同時に、今年10月から健康保険証を廃止をして、マイナ保険証に移行をするということになっております。そして、現行の保険証は廃止ということでもありますけれども、現在マイナカードの普及というのが、まだまだ相当数あるわけございまして、やはり現行の保険証は継続をすべきだと思うわけでありますが、その考えについて伺いしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 全国のマイナンバーカード保有者、こちらにつきましては、今率としまして77.9%の方が登録をしているという、ごめんなさい。マイナンバーカードのマイカード保有者のうちでマイナ保険証に登録をしている方、こちらのほうが77.9%というふうに伺っております。幸田町の国民健康保険被保険者の中でのマイナ保険証の登録者、こちらのほうにつきましては、今現在61.8%というふうに資料をいただいております。また、利用率なんですけれども、6%ということでもあります。従来の国民健康保険証、こちらのほうは6年秋というふうにずっと言われていたんですけれども、令和6年12月の2日、こちらの日をもって廃止というふうになっております。また、廃止から最長1年間は有効というふうに経過措置が設けられております。幸田町では、現行の保険証の有効期限、こちらのほうが令和6年8月31日であるために、令和9年8月中に保険証の一斉更新を行います。簡易書留で対象者となる方に送付のほうをするわけでありますけれども、一斉更新の中で発行する保険証、こちらのほうの有効期限は令和7年12月の1日になるのではないかなと思っております。ただしこちらのほうが、また県全体で有効期限を統一しようということがありましたら、また有効期限の日程が変わってくるかなと思っております。保険証廃止後、こちらの令和6年の12月2日以降なんですけれども、保険証が発行ができなくなります。ただし、マイナ保険証に登録がない方、現在のマイナ保険証の登録がないような方につきましては、現在の保険証と同様の同サイズの資格確認書というものを発行することになります。こちらのほうは、例えばマイナンバーカードを取得していない方や、マイナ保険証の利用登録がしていない方、こちらにつきましては、プッシュ式で職権で資格確認書を交付するという通知が来ております。また、マイナンバーカードのマイナ保険証登録、こちらのほうを解除した方につきましては、解除時に資格確認書の発行、またあとマイナンバーカードの有効期限切れ、マイナンバーカードを返納した方、こちらにつきましても、返納時に返納手続の際に資格確認書を発行する

ということになっております。また、マイナ保険証を現在持っているにも関わらず、例えば介護中であって、なかなか介護の人が保険証が使えないよとか、そういった方が要配慮者と言いますけれども、そちらの方につきましては、継続的に必要と見込まれる場合におきましては、更新時に申請によらず交付するというふうな形をとらせていただくというふうに通知のほうが来ております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 マイナ保険証をにつきましては、幸田町では61.8%、けれども利用が少ないということであります。マイナ保険証を持っていない人たちには資格確認書ということで発行するよということでもありますけれども、資格確認書になると、今現在資格者証につきましては、100%窓口負担ということで、後で返ってくるわけですが、そうした対応になるということなのか、それとも3割負担と窓口負担は3割と、そういう従来の保険証と同じような対応なのかどうか、お聞きします。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 現在の規則の中にある資格証明書と言いますけれども、こちらのほうは、それを病院に持って行っても、10割の窓口負担を請求されてしまいます。ただ、今回の資格確認書につきましては、現行の保険証と同じ、窓口に持っていけば、3割負担で保険証の代わりに使えるものというふうに認識しております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 まだ今現在の保険証と同じであるならば、現行の保険証の継続でやるべきではないかなというふうに思うんですけれども、この点を主張して質問を終わります。

委員長 ほかにございませんか。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案、令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 後期高齢者医療特別会計における被保険者数の数をお答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和6年度2月末の被保険者数ですけれども、5,209人となります。5,209人、こちらのほうは令和4年度末の4,949人から11月の間で268人の増となりました。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 後期高齢者医療保険におきましては、2年ごとの引上げであります。令和6年度は引上げの年でありまして、令和6年、7年度の保険料が上がる訳になります。そこでお聞きするわけですが、令和6、7年度の保険料率について幾らになったのかお答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 後期高齢者医療制度、こちらのほうは保険料につきましては、所得割と被保険者均等割の二つがありまして、2年ごとに改定をされております。所得割は、現在の令和4年度、5年度の料率ですけれども、9.57から令和6年度、7年度につきましては、11.13%となりまして、1.56%上がっております。

なお、所得が101万円以下の被保険者につきましては、激変緩和措置といたしまして、

令和6年度は10.4%が適用されます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 保険料率は分かりました。後期高齢者医療保険の保険料は、所得割とそれから、均等割額に分かれるわけでありまして。そこで、今回の大幅引上げということで、平均は幾らになるのかお尋ねしたいということと、それから引上げ幅についてお答えください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 一人当たりの保険料につきまして、こちらのほうは広域連合の試算なんですけれども、令和4年度、5年度が一人当たり9万1,117円、9万1,117円に対しまして、令和6年度、7年度の税率で試算をしますと、一人当たり10万3,381円、10万3,381円となりまして、1万2,264円が上がる試算となっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 2年ごとの引上げに伴って、今回は保険料が13%も増えてしまったというような状況であります。幸田町におきましても、滞納者も以前4人いたということで、そうした人たちへの取組等もあったわけですが、やはりこうした大幅引上げというのは高齢者負担になるということでありまして。それから、今回後期高齢者医療の中では限度額の引上げがあったか、なかったかお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 後期高齢の保険料賦課限度額、こちらのほうは現在66万円でありますけれども、令和6年度は73万円、令和8年度は80万円になるというふうに発表されて、通知のほうを受けております。この令和6年度の73万円ですけれども、既に後期高齢者医療に加入されている方のみ適応されまして、新たに75歳到達で後期高齢者医療に加入される方につきましては、適用されず80万円の限度額が適用されるということになります。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 先ほどですけれども、退職者医療につきまして、ちょっと認識のほうが私のほうが誤っておりました。退職者医療につきましては、65歳に到達することによって、一般被保険者に移行をする。それで、令和元年度に対象医療がなくなったということで訂正させていただきます。済みません。

委員長 ここでお諮りいたします。

本日予定しております、福祉産業建設委員会の所管に係る質疑が終わっておりませんので、本日の会議を延長したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議を延長することに決定いたしました。

ここで途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩	午後	4時35分
再開	午後	4時45分

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案、令和6年度幸田町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

14番丸山君。

14番丸山千代子君 介護保険でありますけれども、この保険は第1号被保険者の会計であります。そこでお聞きするわけでありましたが、第1号被保険者数についてお答えください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 介護保険の第1号被保険者についてでございます。65歳以上の方が対象となりますけれども、令和6年2月末現在で、9,291人、9,291人でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 次に、認定者数についてお聞きをいたします。要支援1、2それから要介護1から5、介護度別に認定者数をお答えいただけたらと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 要介護認定者数でございます。こちらにつきましても、令和6年2月末現在の数字のほうをお答えさせていただきたいと思います。要支援の1の方ですが281人、要支援2の方が174人、要支援の方合計で455人になります。要介護の認定者でございますが、要介護1の方280人、要介護2の方が161人、要介護3が151人、要介護4が217人、要介護5の方が115人で要介護の全体で924人になります。要支援、要介護5を合わせますと、1,379人、1,379でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ありがとうございます。65歳以上の高齢者9,291人中、認定者数が1,379人ということで、かなりの方が介護を受ける立場にあるということでもあります。そこでお聞きをするわけでありまして、今回地域支援事業とあわせまして、高齢者見守り事業も行っておりまして、これについてどういう内容かお答えください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 介護保険でおきます特別会計のほうの高齢者見守り事業ということで、こちらにつきましても、予算書のほう276ページ、277ページになろうかと思います。地域支援事業の中で、高齢者見守り事業ということで、介護フォーラムの実施のほうを予定しております。以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 介護フォーラムの内容はどのようなものになるのか、またいつ頃行われるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 毎年介護フォーラム6月頃に実施のほうさせていただいております。令和6年度につきましても、今のところ6月の23日を予定してございます。テーマといたしましては、認知症の予防というところでございます。認知症をテーマにした講演会ということで、人間性脳科学研究所の所長のサグベトシキ様を今お招きして講演のほうを実施する予定であります。合併70周年の特別講演ということであわせて予定をしております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。これも合併70周年記念事業の冠が付くということでありますね。

次に、同じく276、277ページでありますけれども、生活支援体制整備事業、これにつきましては、第1層、第2層というふうにありますけれども、これは重層的支援体制づくりということで理解してもいいでしょうか。お尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 こちらの生活支援体制整備事業につきましては、大きくいきますと、重層的体制整備事業の一環ではございますが、今のところまだこちらのほう町のほうで体制のほうを整っているという状況ではございません。重層的体制整備事業につきましては、社会福祉法のほう設置されておりますけれども、こちらのほうの生活支援体制整備事業につきましては、介護保険の法に基づく内容でやらさせていただきます。将来的に、令和6年度に重層的の整備体制のほうは整えていく予定ではございますけれども、その中の一つということでもあります。ゆくゆくはそういったものも含めて、重層的支援体制整備の中で動いていくというような形になります。現状におきましては、地域の課題を発見していくと住民の可能性を重視して、地域のつながりを強化し、課題を住民の力で解決していこうというような内容で実施している内容でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 重層的支援体制づくりの一つの一環で、これをやっていくということなんでしょうか。実際どういう事業が展開されるのか分かりませんが、ちょっと中身のものをお答えいただけたらと思うんですけれども、よろしくお願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 この体制は、重層的な一部になっていくということですが、先行して介護保険のほうで進めているような状況でございます。まず包括支援センターが今あるわけなんですけども、まずは社会福祉協議会のほうで生活支援コーディネーターという形で地域支え愛推進員という役割の方に地域に出向いてもらいまして、各機関、各地域、これは包括の3包括で今分かれていますけど、中部、南部、北部というような形の三つの圏域に分かれて、協議体という形を組みまして、関係機関や地域の住民ボランティアの方等が集まって地域の課題抽出というところを今行っているような状況でございます。そういった中で、お困り事だとかに対して、どういう形で対応ができるのかということ、そういった部分を社協のコーディネーター、生活支援コーディネーターが役をつないでいくというような形の役割で今進めているところでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 地域支え合い支援につきましては、ボランティアの力を借りながらやっていくということですが、対象としてはこういった方が対象になっていくのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 現在集まってきていただいている方たちの中では、民生委員の方だとか、また元区長さんというような役割の方もお見えになります。その中で地域の中で、福祉的な作

業をされているボランティアの方々そういった方にもお声かけをさせていただきまして、それぞれで抱える課題等を認識し合いながら、情報共有し合いながら、何か得意な分野をつなげていくというようなところをコーディネーターがそれをつなげていくというような形での内容となっております。

委員長 ほかにございませんか。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案、令和6年度幸田町水道事業会計予算の質疑を許します。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 水道事業におきましては、県水幸田町は県水100%の町でありますけれども、県が今年10月から2段階で値上げをする方針であります。そこで、最初は10月は2円の値上げ、次には4円の引上げで合計6円の引上げをしていくというような報道がなされているわけですが、この県水の値上げが幸田町の水道事業に与える影響、それから町民に与える影響、どうなるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 水道課長。

水道課長 県水の値上げに関する御質問かと思えます。委員言われるとおり、令和6年10月から使用料金につきまして、現在1立方メートル当たり26円のものが28円になります。令和6年につきましては、受水費といたしまして、年間を通じて486万6,000tを取水予定をしております、金額について半年分ということで486万6,000円負担増となると考えております。それから、それ以降令和7年につきましては、1年分ということで、やはり500万tぐらいを500万流立方メートル程度を受水するといたしますと、1,000万円程度の負担増、それから令和8年からは6円値上げということになりますので、3,000万円程度の値上げ、失礼しました。3,000万円程度の幸田町水道事業の負担増となります。それに対する町民の方へということでございますけれども、これをもってすぐに水道事業が値上げするかしらないかということにつきましては、また今後の需要ですとか、どれぐらい水が売れるのか、またほかの費用もかかってまいりますので、そこら辺の中を収益的収支がバランスが取れるのか取れないのかというところをしっかりと検討しながら、また考えていきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 今回の県水の値上げについて言えば、住民負担使用料の引上げはないということで、理解をしてもいいかどうかお尋ねします。

次に、今回3月議会でも条例改正が出されましたけれども、水道の所管が厚生労働省から国土交通省に移行をするわけでありまして、移行することについて、国交省は水道の水道法に基づく水道の影響ないということではありますが、改正はないということでありますので、低廉にして安全な水が十分守られるということで認識をしていくわけでございますけれども、これは確約できるのかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長 水道課長。

水道課長 まず料金の値上げのことでございますけれども、少なくとも6年から7年につきましては、1,000万円、500万円程度ということになりますので、これはそれだけで収益的収支がバランスが崩れるとは考えておりません。ただ、それ以降3,000万円とかとい

うクラスになってきますと、またそのほかの費用も考えまして、検討させていただくということで確約ということになりますと、ちょっとできる状況ではございません。

それから、もう一つのほうの所管がかわることに関して清浄にしてというところについてですけども、これについては、もちろんそれは清浄にして豊富低廉という水道法の方の精神と言いますか、これはもう私ども何があっても守っていくものでございますので、これは確約させていただきたいと思います。以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 水道ビジョンにおきまして、水道施設の老朽化対策というものも掲げられているわけでありましてけれども、今回国交省になったことによって、そうした老朽化対策について言えば支援が受けられる。そういう体制づくりにもなるということなのかどうか、その点については逆にメリットがあるということで、どうなんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

委員長 水道課長。

水道課長 水道施設の老朽化に対する更新に対して補助があるかどうか、そういう意味合いかと思いますが、現在国土交通省になったからといって、水道管のまたは水道施設の老朽化に対する、更新に対する補助事業というのが拡充されるとか、そういう情報はまだちょっと入ってきていないものですから、今までとそんなに変わらないのかなと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。

次に、これは1月30日の新聞報道の件でありますけれども、愛知県が西三河地域の中で上下水道の事業を一本化というようなそういう報道がございましたけれども、これは西三河10市町に及ぶわけでありまして。それと同時に、豊明や長久手市なども入ってくるということでもありますけれども、上下水道一本化になると、どういう影響があるのか、それと幸田町にとっては、これが水道料金にも跳ね上がってくるのかどうか、その点についての懸念があるわけですが、やはり県がこうしたことを強引に進めてくると、大きな影響があるというふうに思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。お聞きしたいと思います。

委員長 水道課長。

水道課長 委員の言われるとおり、愛知県が西三河地域において、上下水道の一本化を目指すということで、その目的といたしましては、料金上昇の抑制、カーボンニュートラルの実現、DXの推進を図るとされております。そのために、愛知県において矢作川流域上下水道広域連携協議会、（仮称）でございますけれども、の準備会を立ち上げて、その中で水道の広域連携の組織の在り方ですとか、対象事務ですとか、効果の検証を行って基本的な方針案を取りまとめていこうというような動きとなっております。ということで、まだ何も決まっていないというような状況でございますので、どのような影響が出るかということは全く分かりませんが、今後とも動向を注視してまいりたいと思います。以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 水道事業は人口減少によって、需要が減って将来的な収益減が懸念をされているというふうな分析をされております。それと同時に、経年による施設の更新、そしてまた老朽化対策、こういうことで、これが1町あるいは1市では効率的にできないのかということなんですけれども、やはり幸田町にとって言えば、こうしたことがより押しされるようになってくると、実際県はまだまだ分からないというわけでありましてけれども、こういう協議会に入っていくかどうかということも検討しないかん問題になるかというふうに思いますので、重々やっぱりそういう分析をしながら、対応していかれるようお願いしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 水道課長。

水道課長 委員おっしゃるとおりだと思います。ただ幸田町につきましては、水道については県営水道から100%県営水道ということです。下水も流域下水道だということなので、これは県と連携をするという意味では全く知らないというわけにはいかないとは思いますが、幸田町独自でという何も知らないよっていうわけにはいかないもんですから、これは近隣市町村とあわせまして、慎重に検討しながら対応していきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第28号議案、令和6年度幸田町下水道事業会計予算の質疑を許します。

ございませんか。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、上程議案7件について討論に入ります。

まず、原案反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 それでは、反対の立場から討論をしてみたいです。詳しくは本会議で述べさせていただきますので、短くやってみようと思いますので、よろしくお願いをいたします。第22号議案、令和6年度一般会計予算についてであります。当初予算で207億1,000万円を計上するのは過去最大規模であります。予算編成に当たっては、コロナ禍の後、自動車関連産業など、企業の業績が上向きという好循環に支えられ、町税収増を見込んでおられますが、過去最大の予算編成する上では、基金からの繰入18億1,488万1,000円、起債対応で7億5,970万円、そしてふるさと寄附金などを投入しながら、令和6年度予算が成り立っている現状であります。歳出では、合併70周年記念事業、イベント46事業、記念品工事などで24事業を挙げられており、そして11億としながら、町長の思いなどを盛り込んで、ばらまきであると言わざるを得ません。不要不急の事業などは見直すべきであり、町民を応援することが最優先ではないかと指摘するものであります。ふるさと寄附金に依存した事業を強引に推し進めることにも懸念するものであります。町民を応援することが最優先ではないかと指摘し、本会議で詳しく述べさせていただきますので、以上で反対討論といたします。

次に、第23号議案、令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算であります。2018年4月から国保の財政運営が都道府県単位となり、県では県内の市町村が全て同じ保険税

となる保険料率の統一化をねらって進めようとしております。令和6年度は、国の限度額の引上げどおり、現行の104万円を106万円に引上げる予定であります。マイナ保険証の移行で、今年の秋には従来の保険証は廃止をしておりますが、保険証は従来どおり使用できるように求めるものであります。よって、反対するものであります。

第24号議案、令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算であります。75歳以上の高齢者が加入する保険で、年齢によって区別をし、強制的に移行させられます。2年ごとに保険料の見直しを行い、令和6年度、7年度については、これまでにない大幅な引上げが行われました。平均保険料は年額9万1,117円が10万3,381円になり、1万2,264円の引上げであります。13%増となっております。窓口負担2倍化は高齢者を医療から遠ざけるものであります。高齢者を年金によって差別化し、負担増を強いるこの特別会計予算に反対するものであります。

第25号議案、令和6年度幸田町介護保険特別会計予算であります。第9期は令和6年度から令和8年度まで、初年度であります。介護保険料は基準額からの引上げ率は20.83%から38.09%と大幅な引上げを行いました。基準額である第5段階は月額1,000円アップし、4,800円が5,800円に、年額では5万7,600円が6万9,600円に引上げられます。大幅引上げは、高齢者に負担を強いるものであります。

また、介護事業者と介護サービス利用者の双方が深刻な状況になっております。介護保険料の引上げは生活がぎりぎり、ヘルパーさんが頼めない、介護離職者が多い、介護施設が経営難で撤退を計画するなどであります。安心して介護が受けられる状況からほど遠く、保険あって介護なしであります。総合事業が導入をされ、要支援1、2の介護保険サービスから外し、町が実施する介護予防生活支援サービスへと移行をしております。さらに、介護利用料の2割負担の対象拡大や、老人保健施設の多床室の有料化をねらうなど、保険料を負担した高齢者が必要な介護を利用できなくなる事態は国家的詐欺と言わざるを得ません。安心して介護が受けられる制度にすべきと求め、反対討論いたします。以上であります。

委員長 次に、原案賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

採決の方法は起立により行います。まず、第22号議案、令和6年度幸田町一般会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数です。

よって、第22号議案は可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案、令和6年度幸田町土地取得特別会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、第23号議案は可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案、令和6年度幸田町国民健康保険特別会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、第24号議案は可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案、令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって第25号議案は可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案、令和6年度幸田町介護保険特別会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案、令和6年度幸田町水道事業会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、第27号議案は可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案、令和6年度幸田町下水道事業会計予算を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託された案件の審議は全部終了しました。審査結果報告

書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

ただいまの結果は、3月26日の本会議で報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これで、予算特別委員会を閉会いたします。

長時間、御審議、御苦労さまでした。

本日は、これで散会です。

散会 午後 5時16分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和 6 年 3 月 1 3 日

予算特別委員会

委員長